

金沢市財政の概況と市経済の特徴

Fiscal and Economic Features of the City Kanazawa

坂野光俊
Mitsutoshi Sakano

はじめに

本講は、筆者が研究責任者となっている本学の2004年度共同研究「高齢化時代における金沢市域の地域産業構造と金沢市財政収支の展望」（研究者分担者：金沢星稜大学教授原耕平、日本銀行金沢支店副調査役〔同時〕曾山章）の筆者の分担部分の報告書の一部であり、金沢市財政の客観的データに基づいた概観を行い、併せて税務統計から把握できる金沢市経済の若干の特徴について論ずるものである。

第1節「金沢市財政のフロー構造」では、予算・決算のデータから、市財政のフロー面での特徴を捉え、第2節「金沢市財政のストック構造」では、市債残高及び基金残高の変化から金沢市財政のストック面の特徴を捉える。第3節「税務統計からみた金沢市経済の特徴」では、個人市民税、法人市民税、固定資産税に関する税務統計から、市域の産業・家計の状況について一定の特徴点を析出する^(注1)。

第1節 金沢市財政のフロー構造

企業・家計等の民間団体であれ、国、地方自治体等の公共団

体であれ、凡そある団体の財政状態を把握する際には、フローとストックの2つの視点から捉えることは、財政分析の常識であろう。

本節では、まず、1980年代末から今日までの財政統計数値により、金沢市財政のフローの側面を捉える。

I. 金沢市財政の会計構造

1. 表1は、1980年代末以降今日までの金沢市の一般会計、特別会計等の予算の規模、会計数、特別会計等の名称を概観したものである。市の一般的行政活動の物的基礎を包括する一般会計は当然のこととして1地方公共団体に1つであるが、特別会計は団体によって異なっている（地域公共団体間の財政比較・財務分析や全国統計等を作成するための統計上の会計としての普通会計や公営事業会計^(注2)が必要となるのは、そのためである）。

2. 金沢市の場合、1987（昭和62）年度から1994（平成6）年度まで7事業（ガス事業、水道事業、発電事業、病院事業、中央卸売市場事業、公共下水道事業、公設花き地方卸売市場事業）が公営企業として営まれ、1995（平成7）年度からは工業用水道事業が公営企業に加わることになり、8公営企業会計となって今日に至っている。

表1 一般会計等の当初予算規模の推移

(単位:百万円)

	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
一般会計	108,881	116,880	124,430	136,340	146,380	154,780	158,250	167,330	170,750	174,180	179,710	181,920	183,770	168,160	167,220	174,030	155,060	
公営企業以外の特別会計	市営地方競馬事業費	5,312	5,746	6,852	7,319	6,904	5,980	5,347	4,648	4,552	4,120	3,579	3,189	2,911	2,560	2,208	1,697	
	市街地再開発事業費	1,660	2,501	1,627	1,563	1,805	2,850	10,957	16,814	744	338	441	1,157	3,346	262	327	1,343	781
	土地区画整理事業費	3,660	3,798	3,551	2,753	2,356	2,871	4,036	6,082	7,587	7,228	5,329	6,105	4,173	4,563	6,762	4,826	1,890
	地域下水道費	178	169	175	174	195	181	193	303	151	139	117	41					
	都市開発資金事業費	776	193															
	公共用地先行取得事業費			306	387	654	1,456	4,040	4,587	4,321	4,143	8,626	2,438	5,465	2,041	2,602	3,064	3,516
	工業団地造成事業費			432	1,638	105	85	1,142	1,042	3,032	1,642	1,360	613	3,575	2,170	3,450	1,260	2,680
	農村下水道事業費				697	1,278	1,267	1,807	2,060	1,347	596	567	419	544	621	616	581	587
	住宅団地建設事業費					741	2,419	3,473	6,006	7,190	6,395	3,114	2,701	1,828	1,426	1,026	1,186	1,088
	駐車場事業費							2,880	1,345	181	200	185	298	215	1,807	566	274	292
	国民健康保険費	20,394	20,323	20,497	21,688	22,542	24,877	25,229	25,741	27,386	27,218	28,065	30,135	31,347	31,631	35,024	36,334	36,796
	老人保健費	25,589	27,461	29,611	32,612	34,370	36,976	39,836	44,874	46,904	45,723	47,506	43,539	44,684	44,364	42,522	41,787	42,320
	母子寡婦福祉資金貸付事業費								69	71	74	58	57	51	51	52	52	58
	介護保険費												15,213	17,639	19,016	20,789	22,312	23,605
小計	57,570	60,191	63,052	68,830	70,950	79,623	99,573	114,272	103,562	98,248	99,487	106,297	116,055	110,864	116,295	115,228	115,310	
公営企業特別会計	ガス事業	6,551	6,802	7,501	7,628	8,324	8,737	9,143	9,801	10,521	10,906	12,031	13,314	13,921	13,514	12,209	12,005	11,901
	水道事業	11,333	12,513	13,919	13,794	14,173	14,256	15,740	16,584	16,430	15,617	15,486	16,151	17,943	17,219	15,857	14,862	14,469
	発電事業	1,734	1,839	1,756	1,905	1,816	2,132	1,735	1,924	2,088	1,674	2,140	1,739	1,663	1,701	1,691	2,324	1,482
	工業用水道事業							420	638	194	46	53	66	137	92	91	91	92
	病院事業	2,867	3,133	3,645	4,177	4,301	4,601	4,584	4,825	5,447	6,742	6,918	6,170	6,340	6,264	6,319	6,284	6,157
	中央卸売市場事業	1,584	1,274	1,131	1,270	1,351	1,436	1,275	1,311	1,299	1,521	2,200	1,448	1,536	1,539	1,451	1,354	1,481
	公共下水道事業	18,782	19,990	21,857	26,524	27,461	31,265	31,297	32,712	35,355	35,312	34,486	34,249	35,033	37,343	34,074	34,035	32,893
	公設花き地方卸売市場事業	54	46	49	201	54	184	57	68	57	65	105	50	63	46	44	44	44
小計	42,905	45,597	49,858	55,499	57,479	62,611	64,252	67,863	71,391	71,883	73,419	73,186	76,636	77,719	71,736	70,999	68,518	
合計	209,356	222,668	237,340	260,669	274,809	297,014	322,076	349,465	345,704	344,310	352,616	361,404	376,461	356,743	355,251	360,257	338,888	

これらの公営企業会計で管理されている事業は、企業的収入・支出によってその活動がまかなわれており、大幅な財政赤字に陥って、一般会計からの財政支援を受けるために一般会計歳入からの繰入の形態で税金が投入されるという例外的なケースを除いては、一般会計からの繰入はなく、会計間の重複は基本的に存在しない。

3. 公営企業会計以外の特別会計は、1989（平成元）年度の7会計（市営地方競馬事業費、市街地再開発事業費、土地区画整理事業費、地域下水道費、都市開発資金事業費、国民健康保険費、老人保健費の各特別会計）があり、一般会計で処理する一般的行政事務とは区別して経理するに適した各事業を行っていたが、都市開発資金事業費特別会計は1990（平成2）年度をもってその役割を終え、1991（平成3）年度には公共用地先行取得事業費特別会計と工業団地造成事業費特別会計の2会計が新たに加わったため、8特別会計となった。この新設の2特別会計は、バブル崩壊による景気後退への国の経済対策に伴う公共投資拡大政策とも呼応して、金沢市が1990年代になって、都市基盤整備事業の拡大に取り組んで来たことを示している。すなわち、翌1992（平成4）年度には農村下水道事業費特別会計が、さらに1993（平成5）年度には住宅団地建設事業費特別会計が、そして1995（平成7）年度には駐車場事業費特別会計と、まさに1990年代前半は公共事業費の特別会計の設置ラッシュの感があつた。

その後は、1996（平成8）年度に母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計、2000（平成12）年度から介護保険特別会計が設置された。また、地域下水道事業費特別会計がこの年度限りで任務を終えた。したがって、2000（平成12）年度には13特別会計であったが、翌年度からは12特別会計のまま今日に至っている。

公営企業会計が一般会計（及びその他の特別会計）との間に基本的には財源の繰出・繰入が存在しないのに対して、公営企業事業以外の特別会計は、多かれ少なかれ一般会計からの財源の繰入を受けており、その限りで一般会計との間に一般会計の歳出の一部が特別会計の歳入の一部となるという重複が発生する。

したがって、一般会計と特別会計（公営企業会計とその他の特別会計）との単純な合計は、金沢市財政規模を過大に表示することには注意しておく必要がある。

4. 平成16年度歳入決算額で一般会計と公営企業以外の特別会計との重複の程度を捉えたのが表2である。

一般会計歳出決算額が1,794億円、特別会計歳入決算額合計が1,163億円、うち11.7%の136億円が一般会計繰入金である。12の特別会計のうち一般会計繰入金を平成16年度歳入決算において受け取っていないのは、ただ一つ市街地再開発事業費特別会計のみで他の特別会計は、歳入決算額に占める割合の多いもので65%（農村下水道事業費特別会計）から少ないもので5%（市営地方競馬事業費特別会計）まで一般会計繰入金を受け取っている。金額として大きいものでは、37億円の国民健康保険費特別会計、30億円の介護保険費特別会計、26.8億円の老人保健費特別会計、26.5億円の土地区画整理事業費特別会計がある。

なお、表2によって、特別会計事業における主要歳入が各特別会計によってかなりの独自性があることが分かる。12会計全体について、歳入決算総額に占める主要財源の構成比をみてみると、その高いものは2保険特別会計及び老人保健費特別会計の各種基金交付金（国民健康保険費特別会計に係る療養給付費等交付金及び共同事業交付金、老人保健費特別会計に係る基金交付金、介護保険費特別会計に係る基金交付金）が36.0%（419億円）、国庫支出金が26.3%（306億円）、保険料が12.9%（150億円）、県支出金が4.9%（57億円）となり、その他の比率は高くない。

ただし、この比率は12特別会計全体の歳入決算総額に占める構成比においてのことであり、それぞれの特別会計の特色が平均化されている。各々の特別会計はその会計に独自の主要財源があり、そこにその特別会計事業の特徴が出ている。市営地方競馬事業費特別会計では、90%以上が馬券の売上金収入であり、市街地再開発事業費特別会計では財産収入（51.1%）と市債（43.6%）が主要財源であり、土地区画整理事業費特別会計では一般会計繰入金（39.4%）、国庫支出金（32.1%）、市債（15.6%）の3つが主要財源である。公共用地先行取得事業費特別会計では財産収入（67.7%）と一般会計繰入金（20.7%）で88%を占め、工業団地造成事業費特別会計では財産収入（34.4%）、市債（31.7%）、一般会計繰入金（17.9%）で84%となり、農村下水道事業費特別会計では一般会計繰入金（65.2%）、県支出金（12.6%）、材料及び手数料（11.2%）、

表2 平成16年度特別会計の主要歳入決算額の金額と構成比

(単位:千円、%)

特別会計の名称	歳入決算額 A	主要歳入項目(金額と割合%)													一般会計繰入金		
		保険料	療養給付費 等交付金、 基金交付金	共同事業 交付金	事業収入	使用料・手 数料	国庫支出 金	県支出金	財産収入	分担金 及び負 担金	諸収入	繰越金	清算金 収入	市債	一般会計繰 入金B	特別会 計別の 構成比	B/A (%)
市営地方競馬事業費	1,849,743				1,689,860										93,743	0.69	5.07
当該特別会計歳入決算額に占める割合	100.00				91.36										5.07	0.00	0.00
市街地再開発事業費	1,568,120					1,402	43,424	1,390	802,174								
当該特別会計歳入決算額に占める割合	100.00					0.09	2.77	0.09	51.16								
土地区画整理事業費	6,739,242					22	2,163,233	32,550	4,822	94,100	732,274	6,093	1,051,800	2,654,349	19.50	39.39	
当該特別会計歳入決算額に占める割合	100.00					0.00	32.10	0.48	0.07	1.40	10.87	0.09	15.61	39.39	0.00	0.00	
公共用地先行取得事業費	3,057,459					51,524			2,070,710					301,000	634,225	4.66	20.74
当該特別会計歳入決算額に占める割合	100.00					1.69			67.73					9.84	20.74	0.00	0.00
工業団地造成事業費	1,212,035						12,518		417,355					384,200	216,494	1.59	17.86
当該特別会計歳入決算額に占める割合	100.00						1.03	0.00	34.43					31.70	17.86	0.00	0.00
農村下水道事業費	563,158					62,981		70,884		4,542	7,181	59	50,600	366,912	2.70	65.15	
当該特別会計歳入決算額に占める割合	100.00					11.18	0.00	12.59		0.81	1.28	0.01	8.99	65.15	0.00	0.01	
住宅団地建設事業費	691,298								540,699					150,466	1.11	21.77	
当該特別会計歳入決算額に占める割合	100.00								78.22					21.77	0.00	0.00	
駐車場事業費	260,938					178,261								66,687	0.49	25.56	
当該特別会計歳入決算額に占める割合	100.00					68.32								25.56	0.00	0.01	
国民健康保険費	35,038,550	11,245,436	6,779,020	710,849			12,353,446	178,219		55,616				3,715,963	27.31	10.61	
当該特別会計歳入決算額に占める割合	100.00	32.09	19.35	2.03			35.26	0.51		0.16				10.61	0.00	0.00	
老人保健費	43,028,906		27,322,732				10,370,843	2,625,410		26,137				2,683,783	19.72	6.24	
当該特別会計歳入決算額に占める割合	100.00		63.50				24.10	6.10		0.06				6.24	0.00	0.00	
母子寡婦福祉資金貸付事業費	57,926									39,992	7,597		6,544	3,792	0.03	6.55	
当該特別会計歳入決算額に占める割合	100.00									69.04	13.12		11.30	6.55	0.00	0.01	
介護保険費	22,272,739	3,790,822	7,085,240				5,626,433	2,746,434	45	398	1,072			3,022,294	22.21	13.57	
当該特別会計歳入決算額に占める割合	100.00	17.02	31.81				25.26	12.33	0.00	0.00	0.00			13.57	0.00	0.00	
小計	116,341,314	15,036,258	41,186,992	710,849	1,689,860	294,190	30,569,897	5,654,887	3,835,805	4,542	487,188	777,202	6,093	2,477,644	116,340,115	100.00	11.70
特別会計歳入決算額総額に占める割合	100	12.92	35.40	0.61	1.45	0.25	26.28	4.86	3.30	0.00	0.42	0.64	0.00	2.13	11.70		

表3 一般会計決算状況の推移

(単位:百万円)

会計年度	当初予算	決算額			決算収支						当初予算との差額			
		歳入決算額		歳出決算額	形式収支		実質収支		単年度収支		歳入決算額-当初予算		歳出決算額-当初予算	
		市税収入			当初予算 に対する 比率・%		当初予算 に対する 比率・%		当初予算 に対する 比率・%		当初予算 に対する 比率・%		当初予算 に対する 比率・%	
昭和57年度	80,724	82,069	38,080	80,626	1,443	1.79	986	1.22	553	0.69	1,345	1.67	-98	-0.12
昭和58年度	82,007	89,316	41,482	87,928	1,388	1.69	837	1.02	-149	-0.18	7,309	8.91	5,921	7.22
昭和59年度	85,011	89,230	44,329	88,193	1,037	1.22	670	0.79	-167	-0.20	4,219	4.96	3,182	3.74
昭和60年度	88,436	93,600	48,010	92,239	1,361	1.54	629	0.71	-41	-0.05	5,164	5.84	3,803	4.30
昭和61年度	91,480	95,870	52,580	94,483	1,387	1.52	863	0.94	234	0.26	4,390	4.80	3,003	3.28
昭和62年度	93,640	99,188	55,867	97,390	1,798	1.92	868	0.93	5	0.01	5,548	5.92	3,750	4.00
昭和63年度	100,054	107,791	59,710	105,570	2,221	2.22	1,218	1.22	350	0.35	7,737	7.73	5,516	5.51
平成元年度	108,881	118,530	62,889	115,912	2,618	2.40	1,224	1.12	6	0.01	9,649	8.86	7,031	6.46
平成2年度	116,880	125,591	66,750	121,429	4,162	3.56	1,333	1.14	109	0.09	8,711	7.45	4,549	3.89
平成3年度	124,430	132,112	72,363	128,607	3,505	2.82	1,261	1.01	-72	-0.06	7,682	6.17	4,177	3.36
平成4年度	136,340	145,860	75,974	141,612	4,248	3.12	1,064	0.78	-197	-0.14	9,520	6.98	5,272	3.87
平成5年度	146,380	165,796	74,421	158,453	7,343	5.02	1,330	0.91	266	0.18	19,416	13.26	12,073	8.25
平成6年度	154,780	170,340	72,222	166,783	3,557	2.30	1,130	0.73	-201	-0.13	15,560	10.05	12,003	7.75
平成7年度	158,250	169,891	75,974	166,501	3,390	2.14	945	0.60	-185	-0.12	11,641	7.36	8,251	5.21
平成8年度	167,330	178,070	79,362	174,630	3,440	2.06	1,458	0.87	513	0.31	10,740	6.42	7,300	4.36
平成9年度	170,750	182,385	82,223	178,685	3,700	2.17	1,649	0.97	191	0.11	11,635	6.81	7,935	4.65
平成10年度	174,180	201,973	80,647	196,095	5,878	3.37	1,655	0.95	6	0.00	27,793	15.96	21,915	12.58
平成11年度	179,710	199,554	80,061	195,937	3,617	2.01	1,551	0.86	-104	-0.06	19,844	11.04	16,227	9.03
平成12年度	181,920	191,611	78,037	186,470	5,141	2.83	2,104	1.16	553	0.30	9,691	5.33	4,550	2.50
平成13年度	183,770	200,502	78,045	196,476	4,026	2.19	1,536	0.84	-567	-0.31	16,732	9.10	12,706	6.91
平成14年度	168,160	186,903	77,039	182,235	4,668	2.78	1,393	0.83	-143	-0.09	18,743	11.15	14,075	8.37
平成15年度	167,220	184,492	74,925	181,683	2,809	1.68	1,524	0.91	131	0.08	17,272	10.33	14,463	8.65
平成16年度	174,030	182,237	74,130	179,404	2,833	1.63	1,868	1.07	345	0.20	8,207	4.72	5,374	3.09

市債(9.0%)の4つで98%となる。住宅団地建設事業費特別会計では財産収入(78.2%)と一般会計繰入金(21.8%)の2つでほぼ100%である。駐車場事業費特別会計では利用者の支払う使用料及び手数料つまり駐車料(68.3%)と一般会計繰入金(25.6%)の2つで94%である。母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計では貸付金の元利返済金からなる諸収入(69%)、繰越金(13.1%)、市債(11.3%)の3つで93%以上である。老人保健費特別会計では基金交付金、国庫支出金、一般会計繰入金とで94%に達する。このように各特別会計はその事業費の特性に応じた独自性のある財源構成となっているが、その点は保険特別会計の場合でも同様で、保険料、関連基金交付金、国庫支出金・県支出金、一般会計繰入金でまかなわれている。

II. 一般会計の財政収支

- 表3は、一般会計の当初予算、決算規模及び収支状況の推移を示したものである。財政規模は、当初予算では平成13年度まで一貫して拡大し、この年度をピークにその後減少しているが、決算額では平成10年度までは一貫して拡大し、その後は横ばいないし減少傾向を示している。今や、財政規模が拡大することが当たり前という時代は過去のものとなりつつある。
- 金沢市の一般会計歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額である形式収支は、例年当初予算比2%程度以上の黒字である。
- 通常、「黒字団体」「赤字団体」という場合に用いられる実質収支(当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるため、形式収支から翌年度に繰り越すべき継続費通時繰越〔継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通時繰り越すもの〕、繰越明許費繰越〔歳出予算の経費のうち、その性質上

または予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すもの〕等の財源を控除した額)についても、形式収支よりは少ないが、一貫して1%前後の黒字を計上してきた。

4. 実質収支が前年度からの収支の累積であるための影響を残したままであるので、それを控除した収支である単年度収支(具体的計算としては当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額)では僅かの赤字を計上している年度が見られるが、その割合は大きくなく、黒字・赤字ともに当初予算比はほぼ0.3%程度以内であり、総じて、財政状態は良好と評してよい状態と言える。

5. ただし、わが国の地方公共団体の歳入決算総額には、借金である地方債収入が含まれており、金沢市の場合も例外ではない。したがって、単年度収支が黒字とは言っても、相当多額の市債収入を含んでいることは要注意である。

III. 一般会計歳入決算額の推移

1. 一般会計の歳入構造を平成16年度の主要歳入決算額でみると、市税収入741億円(40.7%)、地方交付税216億円(11.9%)、これらを含む一般財源^(注3)1077億円(59.1%)であり、用途の特定されている特定財源745億円のうち最大額を占める市債収入は352億円(19.3%)、次いで国庫支出金185億円(10.2%)、使用料手数料42億円(2.3%)、県支出金38億円(2.1%)となっている(表4参照)。

これを全国の市町村平均と対比できる平成15年度についてみると、市税収入40.6%(市町村全国平均33.7%)、地方交付税12.4%(同15.8%)、一般財源58.7%(同55.3%)、地方債18.3%(同12.1%)、国庫支出金10.3%(10.2%)、道府県支

こうしたこと全てが市債収入の金額・比率とも増加をもたらしてきたとも言える。

5. その他の特徴として、バブル崩壊後も一貫して増加していた諸収入が、平成9年度の237億円から平成16年度の26億円へと7年間で211億円も落ち込んできたのは注目される。

IV. 一般会計歳出決算額とその推移

A. 歳出決算額（目的別分類）

1. 一般会計の歳出構造を平成16年度の主要歳出款別決算額（目的別分類歳出決算額）でみると（表5参照）、最大項目が385億円（21.4%）の公債費で、次いで378億円（21.1%）の土木費、第3位が364億円の民生費、第4位が教育費234億円（13.0%）、第5位は衛生費151億円（8.4%）、第6位は総務費127億円（7.1%）である。

2. この順位・比率を市町村全国平均と対比して平成15年度についてみると、金沢市では、第1位土木費22.5%、第2位民生費20.0%、第3位公債費16.4%、第4位教育費14.2%、第5位衛生費8.9%、第6位総務費7.4%であるのに対して、市町村全国平均では、第1位民生費24.0%、第2位土木費16.9%、第3位公債費13.3%、第4位総務費12.9%、第5位教育費11.3%、第6位衛生費9.1%であり、上位6位までの費目は同一であるが、順位はかなり異なっている。すなわち、金沢市の場合、民生費・教育費の比重が全国平均より低く、土木費・公債費のウエイトが高いという、基盤整備型といってもいい構造になっている。金沢市のような古い伝統・歴史のある都市が、ごく最近においてこのような一見新興都市であるかのような目的別歳出決算構造をもっていることは、注目すべきことであり、都市のリニューアルに取り組む基盤整備事業に重点がおかれてきたと評すべきであろう。

平成15年度から16年度への1年間の変化でも公債費の割合が16.0%から21.4%へと5.4%ポイントも増大するという異例の急増もこの点と関連している。

3. 平成元年度以降の一般会計歳出決算額（目的別）の推移をみても、一般会計歳入決算額において市債収入への依存が増大してきたのに対応して、平成5年度、特に9年度ころから公債費が金額・比率ともに増加してきたことが目立っている。

4. 平成元年度から15年度まで最大の経費項目であり続けた土木費が平成10年度までほぼ一貫して増加してきたが、その後は特に平成14年度以降は顕著に減少し、平成16年度には公債費に首位の座を渡している。都市基盤整備のピークが過ぎたことと小泉内閣による「小さな政府」政策を目指した国による地方財源保障装置の圧縮政策の影響が現れてきている。

5. 高齢化の進展、介護保険制度の導入等と関連して民生費の増加も顕著で、80年代末・90年代初めには土木費、教育費に次いで第3位であった民生費が平成3年度以降ほぼ第2位となり、平成16年度には第1位公債費、第2位土木費との差が1%ポイント程度にまでなっている。当初予算では既に平成15年度から民生費が土木費を上回っていたが（平成15年度当初予算では民生費349億円対土木費347億円）、両経費の差額はわずか2億円弱、16年度では民生費360億円対土木費338億円（差額は22億円）、平成17年度当初予算では土木費（304億円）を70億円近く上回って372億円であるので、17年度歳出決算額では逆転するであろう。

こうして、都市基盤整備型の歳出構造が、一般都市なみの民生費中心型へと徐々に転換しつつあると言える。

B. 歳出決算額（性質別分類）

1. 一般会計の歳出構造を平成16年度の歳出決算額（性質別分類）でみると（表5参照）、公債費385億円（21.4%）、人件費253億円（14.1%）、扶助費241億円（13.4%）でこの3費目からなる義務的経費の割合は48.9%である。普通建設事業費がその殆どである投資的経費は362億円（20.2%）である。物件費、維持管理費、補助費等からなる経常的経費は293億円（16.4%）で、その他の経費では繰出金等が254億円（14.1%）

表6 市税収入決算額の推移

（単位：百万円）

年度	個人市民税	法人市民税	市民税小計	固定資産税	都市計画税	軽自動車税	市たばこ税	特別土地保有税	入湯税	事業所税	市税総額
昭和61年度	18,234	9,328	27,562	15,243	3,357	216	2,534	122	21	1,508	52,580
昭和62年度	19,132	10,395	29,527	16,230	3,558	232	2,539	124	20	1,589	55,867
昭和63年度	19,891	11,999	31,890	17,251	3,784	247	2,622	118	21	1,633	59,710
平成元年度	21,112	13,846	34,958	18,547	4,073	263	2,504	151	25	1,795	62,889
平成2年度	23,239	13,868	37,107	19,647	4,274	277	2,579	506	25	2,051	66,750
平成3年度	25,275	15,339	40,614	21,626	4,650	298	2,625	223	29	2,297	72,363
平成4年度	27,485	13,237	40,722	23,830	5,059	315	2,644	201	30	2,063	74,864
平成5年度	27,165	11,222	38,387	25,095	5,366	331	2,701	229	31	2,282	74,421
平成6年度	23,612	11,071	34,683	26,601	5,686	345	2,749	150	33	1,975	72,222
平成7年度	25,131	10,885	36,016	28,279	6,121	362	2,787	241	41	2,126	75,974
平成8年度	24,748	13,270	38,018	29,544	6,400	379	2,794	117	41	2,067	79,362
平成9年度	27,628	12,236	39,864	29,985	6,444	393	3,283	81	36	2,137	82,223
平成10年度	25,083	11,799	36,882	31,146	6,666	399	3,253	36	36	2,229	80,647
平成11年度	24,539	10,173	34,712	32,181	6,895	412	3,416	231	31	2,183	80,061
平成12年度	23,360	10,094	33,454	31,424	6,680	432	3,599	40	34	2,373	78,037
平成13年度	23,051	9,912	32,963	31,907	6,788	455	3,516	21	33	2,363	78,045
平成14年度	22,268	8,980	31,248	32,665	6,932	474	3,407	43	32	2,239	77,039
平成15年度	21,383	9,355	30,738	31,471	6,677	494	3,475	9	36	2,026	74,925
平成16年度	20,753	9,105	29,858	31,556	6,664	514	3,443	0	39	2,056	74,130
平成17年度・予算	20,799	9,276	30,075	31,397	6,574	533	3,321	0	34	2,031	73,965

と高い割合を占めているのが特徴的である。

2. この順位・比率を市町村全国平均と対比して平成15年度についてみると、金沢市では、第1位普通建設事業費26.3%（投資的経費26.4%）、第2位公債費16.4%、第3位人件費13.7%、第4位扶助費12.5%、第5位物件費11.0%である。金沢市の義務的経費の割合42.6%を市町村全国平均の46.6%と比較すると、金沢市の方が低い、その内訳では公債費では全国平均（13.2%）より高く、人件費では全国平均（21.1%）よりも7.4ポイントも低く、扶助費では全国平均（12.0%）とほぼ同一である。投資的経費では市町村平均（18.0%）より8.4ポイントと大幅に高い割合であるが、金沢市の投資的経費の割合が、平成13、14年度の30.9%、31.3%の水準から、16年度の20.2%の水準へと大きく減退してきて、全国平均に近づいていく途上であることも確認できる。

3. 平成元年度以降の歳出決算額を性質別分類でも、目的別分類でもみた場合と同様に、公債費の増加は第一に目につく特徴である。

4. 同時に金沢市の場合、平成時代に入って、投資的経費の金額・比率が高いことが一つの大きな特徴として指摘できる。都市基盤整備を精力的に実行してきたことが、ここに現れている。そして、土木費の動向と同様に、平成11年度以降は減少し、特に平成14年度以降は減少傾向を強めている。ここにも都市基盤整備事業のピークが過去のものになったことが示されている。

V. 市税収入の推移

1. 表6は、金沢市の租税収入の推移を示している。平成16年度税収決算額において、構成比が最大の市税は固定資産税（316億円、42.6%）で、市民税（299億円、40.3%）がそれに次いで、都市計画税（67億円、9.0%）が第3位である。他に10億円を超える税目としては市たばこ税（34億円、4.6%）と事業所税（21億円、2.8%）がある。

2. 固定資産税の課税対象となる固定資産は土地、家屋、償却資産の3つである。

金沢市の75万2,324筆の地積2億7,193万平方メートルの土地のうち非課税地を除くと、55,681筆、1億9,128万平方メートルが課税対象となる土地であり、その「時価」としての決定額は3兆1,682億円、課税標準額9,336億円である。

家屋は16万4,243棟（木造13万3,034棟、非木造3万1,209棟）、床面積3,000万平方メートル（木造1,663平方メートル、非木造1,337平方メートル）、決定価格1兆1,061億円（木造3,445億円、非木造7,616億円）、課税標準額1兆1,038億円（木造3,445億円、非木造7,593億円）である。

償却資産の決定価格は2,652億円（機械および装置702億円、工具および備品586億円、構築物414億円、総務大臣配分906億円、県知事配分30億円等）、課税標準額2,537億円（機械および装置689億円、工具および備品586億円、構築物404億円、総務大臣配分818億円、県知事配分29億円等）

3. 市民税のうち個人市民税（決算額207.5億円）の調定額（204億円）の普通徴収額（60億円）と特別徴収額（144億円）との割合はほぼ自営業者とサラリーマンとの割合に対応する筈である。個人市民税の納税者数20.9万人（普通徴収83,243人、特別徴収125,871人）のうち、均等割のみの納税者数は11,918人で5.7%である。

4. 平成16年度の法人市民税（決算額91億円）の調定額88億円は均等割18.3億円と法人税割70.1億円から構成されるが、法人市民税納税義務者数は、均等割では17,097法人、法人税

割で15,545法人である。

5. 上記のごとく、市税収入の中心は市民税と固定資産税であるが、両者はその規模の変動において対称的な動きを示してきた。市民税が、個人・法人ともに、1980年代後半の好景気を反映して大きく増加し、その後のバブル崩壊により、一挙に伸び悩み状態に陥り、平成3・4年度と平成9年度を2つのピークとして、その後はっきりと下落に転じたのに対し、固定資産税はほぼ一貫して増加してきた。

6. こうした動向を反映して、市税収入総額は、平成4年度までの増加と平成5年度と平成6年度の減少後に回復するが、平成9年度をピークにして、翌年度以降は市民税の減少と同一傾向を示してきた。

7. 法人市民税は平成3年度をピークに翌年度から低下し平成8年度の増加も80年代末90年代初めの水準に及ばなかった。個人市民税は平成4年度のピークを平成9年度がわずかに上回った。法人市民税が80年代後半のバブル期の水準を下回るところまで低下してきたのに対して、個人市民税は減少したとは言え、バブル期の水準をまだ上回っている点も、両者の違いとして指摘できる。この差は、勿論、経済状況の影響を反映したものではあるが、税収入が税制改正を反映するものであるために、バブル崩壊後の税制改正が所得課税に関して個人より法人に対してより手厚くなされたことの反映でもある。

8. 固定資産税は土地、家屋、償却資産の3つの固定資産に対して評価額・時価を課税標準として、標準税率1.4%で課して税収を図るものであるだけに、所得課税よりも景気の変動を受けにくく、かつ、中心である土地の評価について一定の調整により課税標準額を算定するという仕組みが、継続的な税収入増をもたらしている。

9. 都市計画税も固定資産税と同様の傾向を示しているのは、課税の仕組みからして当然のことであろう。

VI. 交付税関連データが示すもの

表7は、市税とならんで一般財源の柱である地方交付税がどのように算定されたかの概要を示している。

1. そもそも、地方交付税制度は、現代経済に不可避の国民経済発展の地域間の不均等、経済格差の存在と現代国家・地方公共団体に要請されるナショナルミニマムあるいはシビルミニマムの全地域における保障との矛盾・相克を克服する現代的財政装置であるが、シャープ勧告における地方平衡交付金時代からも、また昭和29年度からの地方交付税交付金の時期において

表7 地方交付税関係資料の推移

年度	(単位: 百万円)									
	基準財政 需要額 (A)	基準財政 収入額 (B)	差引(A- B)C	普通交 付税D	C-D	特別交 付税	交付税 合計	標準税 収額F	税収決 算額G	F-G
昭和60年度	39,110	34,138	4,972	4,917	55	601	5,518	45,225	48,010	2,785
昭和61年度	41,844	37,343	4,501	4,438	63	585	5,023	49,487	52,580	3,093
昭和62年度	43,034	38,407	4,627	4,628	-1	640	5,268	50,891	55,867	4,976
昭和63年度	45,987	41,128	4,859	4,859	0	691	5,550	54,504	59,710	5,206
平成元年度	52,793	45,172	7,621	7,621	0	819	8,440	59,884	62,889	3,005
平成2年度	54,971	47,824	7,147	7,146	1	920	8,067	63,400	66,750	3,350
平成3年度	57,036	52,912	4,124	3,999	125	991	4,990	70,166	72,362	2,196
平成4年度	64,264	56,288	7,976	7,853	123	1,032	8,885	74,639	74,864	225
平成5年度	64,699	57,079	7,620	7,502	118	1,005	8,507	75,674	74,421	-1,253
平成6年度	67,707	57,886	9,721	9,612	109	1,010	10,622	76,889	72,222	-4,667
平成7年度	69,979	59,671	10,308	10,238	70	1,017	11,255	79,100	75,974	-3,126
平成8年度	74,540	61,486	13,054	13,054	0	1,215	14,269	81,583	79,362	-2,221
平成9年度	76,900	64,388	12,512	12,443	69	1,103	13,546	85,347	82,223	-3,124
平成10年度	81,101	64,942	16,159	16,108	51	1,402	17,510	86,130	80,847	-5,483
平成11年度	83,482	62,188	21,294	21,250	44	1,329	22,579	82,438	80,061	-2,377
平成12年度	85,407	62,848	22,559	22,558	1	1,434	23,993	83,383	78,037	-5,346
平成13年度	85,299	64,150	21,149	21,016	133	1,324	22,340	85,049	78,045	-7,004
平成14年度	84,230	62,420	21,810	21,758	52	1,278	23,037	82,784	77,039	-5,745
平成15年度	81,672	59,838	21,834	21,678	156	1,200	22,878	79,276	74,925	-4,351
平成16年度	81,073	60,596	20,477	20,333	144	1,200	21,533	80,332	74,130	-6,202
平成17年度	81,144	60,669	20,475	20,341	134	1,000	21,341	79,816		

も、その仕組みのなかに内在的問題点をかかえたままで経過してきた。しかし、高度経済成長期のような租税財源が好調に伸びていた時期には、矛盾の顕在化はある程度抑制されてきたが、バブル崩壊後の「失われた」時代においては、国も地方公共団体も財政危機が激しくなり、なお一層、地方交付税制度の本来の趣旨を貫徹することが困難となり、近年では、国に依存する財源は地方公共団体の自立的財政運営を阻害する要因という側面ばかりが強調されている。

2. 地方交付税は、普通交付税と特別交付税とからなっているが、普通交付税額の総額は、特定の国税収入の一定割合として決まっている。すなわち、所得税及び酒税の32.0%，法人税の35.8%，消費税の29.5%，たばこ税の25.0%と法定されている。

このように確定されている地方交付税財源の総額を財源不足団体に配分する際の計算は、各地方公共団体ごとに計算される。つまり、各地方公共団体ごとに基準財政需要額－基準財政収入額＝財源不足額＝普通交付税額という計算方式で算出される。

基準財政収入額は、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収される税収入を一定の方法（標準的な地方税収入×〔75 / 100〕＋地方譲与税等）によって算定するものである。

また、基準財政需要額は、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、（単位費用〔測定単位1当たりの費用〕×測定単位〔人口・面積等〕×補正係数〔寒冷補正等〕）という算式により算出される。

3. この算定過程で基準財政収入額の算出に關係する標準税収額は、昭和60年度から今日までの金沢市についてみると、昭和60年度から平成4年度までは金沢市の税収決算額を下まわっていた。つまり、基準財政収入額を計算する際にその75%が算入される標準税収額よりも現実の市の税収決算額が大きかったということは、それだけ財政運営にとりゆとりを生み出していたと言える。ところが、翌平成5年度以降平成16年度までは、標準税収額よりも市の税収決算額が下回るといふ、それまでとは、逆の状況が生じている。つまり、それだけ、財政運営は苦しくなる。すなわち、現実の税収決算額よりも大きな税額を標準税収額として基準財政収入額を計算していることになる。この点は、バブル景気に沸いた時代からバブル崩壊後の構造的不況の時代へと明確に時期を画して変化しているだけ

に際だっている。

第2節 金沢市財政のストック構造

I.市債残高と基金残高との比較

財政面のストックという場合、プラスのストックとしての積立金・基金の残高とマイナスのストックとしての債務・地方債残高がある。

金沢市の場合、マイナスのストックの市債残高の規模が圧倒的で、それに比べるとプラスのストックの基金残高は論ずるに足りない規模しかない。図1はそれを示したものであるが、一目瞭然である。

II.市債残高の内訳と特徴

1. 3種類の会計が存在するのに対応して、債務も一般会計債、特別会計債、公営企業債の3種に大別される。金額的には、一般会計債と公営企業債がほぼ同規模で、公営企業以外の特別会計債は規模としてはかなり少ない（表8）。

平成元年度には3つの会計債のうち公営企業債が最も規模が大きかったが、平成10年度に一般会計債残高が公営企業債残高を上回った。

2. 公営企業債の中心は、下水道事業債で、公営企業債に占める割合は、平成1～3年度で70%弱、その後は70%を上回り、平成15・16年度は75%を超えている。したがって、3会計全部の市債に占める割合でも平成1～5年度では約40%前後であり、その後比率を漸減させて平成15・16年度では31%強である。

3. 特別会計債の中心は、土地区画整理事業債と公共用地先行取得事業債で、前者は平成初期には50%を超え、平成5年度からは急減するが、平成10年度ころから再び増加して、特別会計債残高に占める割合は、平成16年度で50%を超えた。後者は、平成4年度から増加し平成10・11年度には特別会計債の40%強を占めるに至ったが、平成16年度には16%にまで低下した。

前記のように特別会計債残高自体が他の2種の会計債残高に比較して、規模が大きくないので、特別会計債残高の2大残高も3会計全体に占める割合では、大きなウエイトは占めず、土地区画整理事業債が1～5%程度、公共用地先行取得事業債も1～5%程度でしかない。

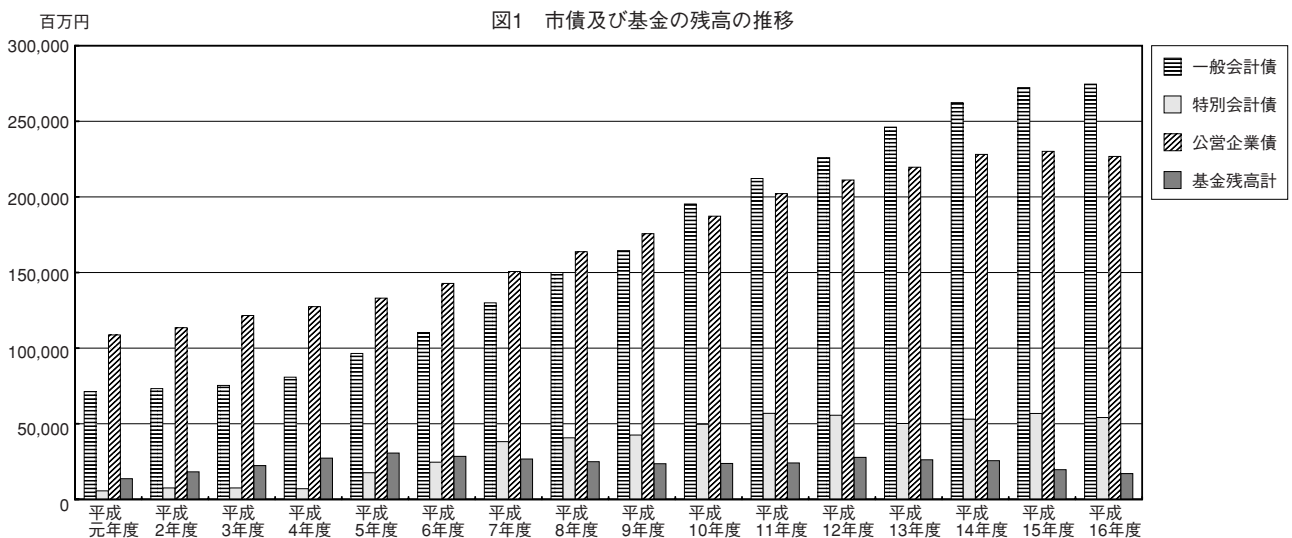


表8 市債残高の推移

(単位:百万円)

市債の分野別残高	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
総務	1,338	1,166	1,035	1,110	1,183	1,198	6,030	7,350	7,552	8,381	9,799	10,349	10,510	10,133	9,324	8,583
民生	913	832	758	837	1,273	1,235	1,149	1,333	1,431	1,478	1,437	1,325	2,246	2,066	2,001	1,967
衛生	6,138	7,217	6,932	9,697	14,956	16,102	15,925	14,990	13,572	13,748	13,978	13,534	13,238	14,978	13,274	11,680
農林	5,532	5,557	5,642	5,844	6,638	7,698	9,324	11,586	13,706	16,561	18,429	19,598	20,220	21,671	23,918	23,679
商工	212	199	180	432	1,761	1,801	2,151	2,600	2,173	2,843	3,096	3,533	3,664	3,333	3,074	2,772
工業用水	3															
土木	16,005	16,040	16,677	19,391	26,418	35,249	44,319	56,905	70,519	86,626	98,179	109,866	119,401	125,761	127,197	126,903
公営住宅	3,664	3,398	3,535	3,245	2,958	2,652	2,387	2,057	1,640	1,309	1,044	845	895	1,437	1,772	1,836
消防	263	262	321	313	338	500	739	1,075	1,547	1,921	2,279	2,665	2,617	2,495	2,219	3,152
教育	33,985	33,934	33,136	32,667	36,593	38,241	37,928	37,015	34,741	37,781	39,100	39,092	45,733	47,894	49,678	49,688
諸支出金			50							4,853	5,360	5,360	5,360	4,667	3,901	3,134
災害復旧	288	249	445	451	436	403	366	405	407	501	815	809	727	635	559	508
住民税等減税補填						4,606	8,860	13,951	13,523	15,684	15,060	15,430	15,747	15,942	16,468	17,636
臨時税収補填									3,318	3,318	3,318	3,318	3,153	2,985	2,814	2,639
臨時財政対策													2,110	6,601	14,341	19,756
転貸				200	198	537	771	738	286	266	244	97	292	398	373	343
特定資金公共投資事業	2,870	4,388	6,599	6,633	3,761								223	1,341	1,350	288
小計	71,210	73,241	75,309	80,819	96,513	110,224	129,950	150,007	164,415	195,270	212,137	225,821	246,136	262,336	272,264	274,566
特別会計債																
市街地再開発事業	1,229	1,157	1,046	935	1,759	1,721	8,419	605	534	463	775	742	409	327	295	948
土地区画整理事業	3,129	3,672	3,726	3,690	2,896	2,482	2,824	4,672	7,255	12,572	17,438	20,329	21,159	24,276	27,677	27,144
地域下水道事業	301	290	268	244	219	192	163	95	81	66	51	35				
都市開発資金事業	981	1,008	1,058	1,152												
公共用地先行取得事業				495	2,772	3,838	7,202	14,721	16,458	20,310	24,249	21,515	14,034	12,765	10,777	8,797
工業団地造成事業		1,449	1,449			3,858	4,341	4,828	2,419	2,152	1,398	1,100	3,649	5,219	8,000	7,814
農村下水道事業				536	1,683	2,401	3,367	4,273	5,195	5,544	5,585	5,627	5,647	5,661	5,563	5,418
住宅団地建設事業					8,278	10,086	11,524	10,521	9,644	7,553	6,388	5,339	4,318	3,722	3,086	2,599
駐車場事業						15	296	738	738	736	723	692	658	778	1,143	1,105
母子寡婦福祉資金貸付事業								209	235	235	252	252	252	257	264	271
小計	5,640	7,576	7,546	7,052	17,606	24,592	38,135	40,662	42,558	49,630	56,858	55,630	50,127	53,005	56,806	54,096
公営企業特別会計債																
ガス事業	4,641	4,886	5,617	6,310	7,371	8,434	9,925	11,832	13,983	16,149	19,346	23,188	26,378	27,510	26,590	25,383
水道事業	17,482	17,017	17,500	17,214	17,194	17,092	17,299	17,880	18,565	18,394	18,248	18,014	18,050	18,068	17,850	17,242
発電事業	8,071	7,782	7,484	7,170	6,829	6,446	6,094	5,776	5,451	5,117	4,721	4,393	4,079	3,757	3,428	3,089
工業用水道事業							98	304	346	345	480	480	476	454	429	403
病院事業	2,300	2,300	2,300	2,300	2,279	2,230	2,178	2,124	2,283	3,257	4,475	4,613	4,446	4,194	3,892	3,597
市場事業	4,371	4,152	3,900	3,626	3,469	3,468	3,244	3,116	2,989	3,392	4,836	4,859	4,607	4,352	4,157	3,917
下水道事業	71,794	77,341	84,723	90,775	95,887	105,083	111,742	122,651	131,993	140,555	150,005	155,551	161,557	169,744	173,748	173,089
花き市場事業	66	66	66	64	62	59	57	55	52	49	46	43	40	37	34	30
小計	108,724	113,543	121,589	127,458	133,091	142,811	150,637	163,738	175,661	187,259	202,158	211,141	219,634	228,116	230,128	226,751
合計	185,575	194,361	204,445	215,330	247,210	277,627	318,722	354,407	382,634	432,159	471,153	492,592	515,897	543,457	559,198	555,413

4. 一般会計債残高の第一位は、平成時代前半では教育債であり、後半では土木債で、両者の残高が交差して順位が入れ替わるのは平成6年から7年にかけてである。これは教育関連の施設建設が昭和時代に行われ、平成入ってからはむしろ債務の減額が進行したのに対して、土木事業は平成時代に入ってから、特にバブル崩壊後の景気対策が大々的に実行された時期に都市基盤整備事業が積極的に展開され、その財源として土木債が積み上がっていった、残高が膨らんだ。特に土木債残高の積み上がりが目立った年度は、平成5年度以降で、平成5年度は70億円、6年度・7年度は90億円と残高が増加し、特に平成8～平成12年度には毎年度100億円以上の残高の増加が進行した。その後も13年度に100億円弱、14年度に60億円と増加したが、その後は急速に残高増加は停止し、15年度にはわずか1.5億円となり、16年度には減少となった。こうして、土木債の増発による都市基盤整備の大々的展開の時代は終了したと言える。

Ⅲ.基金残高の内訳と特徴

1. 基金残高が市債残高に比較して、採るに足らないほどの規模しかないことは、先に述べた。表9に示されるように、基金残高総額は昭和63年度末には137億円であったが、平成4年度末には最高額の306億円にまで増大した。基金の財源実態が、土地・有価証券等も含むが主として現預金であり、バブル期の税収入の伸びによる財政的ゆとりが増加の背景をなしたことから、平成5年度以降は、バブル崩壊後の税収入の伸び悩みにより、基金残高総額は減少し、平成10・11年度に少し増加する

が、その後は再び減少の一途を辿っている。

2. 基金残高の変化は、このように金額的には、市債残高に比較して極めて意義の小さいものと言えるが、市政の展開との関連で、いつからいつまでどんな基金が設定され、残高の増減がどの時期にどの程度生じたかは、興味を引かないわけではない。

基金には、財政調整基金のような財政運営の景気による変動へのバッファとしての調整を任務とするものや、減債基金や公共下水道事業債減債基金のような減債のための基金、スポーツ施設整備積立基金や廃棄物処理施設整備積立基金、公共施設整備積立基金のような施設整備のための資金を積み立てる基金がある。これらはその目的とする施設がこの基金を取り崩しつつ整備されて行くとともに基金の使命も終了する。

それに対して、育英会奨学基金や青少年健全育成事業基金のように経常的な活動のための基金もある。

主要基金の一つである、まちづくり事業基金は、その性格からすると一時的事業活動のための基金と経常的活動のための基金との両方の性格を兼ねているような基金と言える。

3. 元来、経常的な活動のための基金は、一定の財源を積立てその運用による受取利息を活動資金として活用する側面を強くもってきたが、近年の超低金利時代には基金運用が殆どその果実を生まず、元来の経常的基金運用を極めて困難にしている。このことも、基金残高が最近急速に減少してきている一因でもあろう。

第3節 税務統計からみた金沢市経済の特徴

1.個人市民税所得割の階層構造

1.職種別の特徴

表10及び図2は、昭和63年度以降平成17年度までの個人市民税調定額（平成16年度までは決算、17年度は当初予算）

の所得者別の推移を示したものであるが、調定額が平成10年度までは漸増し、10年度をピークにして以後は漸減している。この全体額の動きは、個人市民税の80%以上を占める給与所得者の動向とほぼ同じである。また、所得者別の構成比では、昭和63年度でも少なかった農業所得者がますます少なくなり、その他の所得者が増加し、営業所得者の調定額の比率は平成13年度まではほぼ一貫して比率を減らし、その後は横ばい状

表9 基金残高の推移

(単位:百万円)

	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
金沢市財政調整基金	4,243	5,011	5,816	6,457	6,709	6,879	6,012	4,067	2,612	2,631	2,646	2,651	2,654	2,654	2,655	2,655	2,656
減債基金	100	4,248	7,595	8,911	8,292	7,639	6,989	6,378	5,728	4,747	4,025	3,389	2,842	2,272	1,804	1,351	945
金沢市まちづくり事業基金	2,922	2,562	2,950	4,259	5,648	5,698	5,883	6,174	6,156	6,160	6,168	6,174	6,178	6,180	2,813	2,506	2,508
金沢市電気事業記念基金	1,009	1,009	1,069	1,119	1,164	1,164	1,164	1,185	1,184	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050	1,050
金沢市民共済生活協同組合貸付引当基金	73	76	79	82	84	89	93	101	102	103	103	104	105	105	106	106	106
金沢市国際障害者年記念基金	106	156	158														
金沢市青少年健全育成事業基金	463	468	477	487	407	420	421	423	424	425	425	425	225	226	228	229	229
中外柴田美術工芸振興基金	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
金沢市営地方競馬事業益金積立基金	725	736	754	779	799	811	823	829	832	834	836	837	785	605	534	432	339
宮村英語教育基金	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
岡文化賞基金	10	10	10	10	10	10	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
豊かな心を育てる基金	10	10	10	10	10	10	10	20	21	21	24	25	25	25	25	25	25
金沢市スポーツ施設整備積立基金	2,734	1,934	634														
廃棄物処理施設整備積立基金	1,017	817	817	1,617	1,617	517											
金沢市福祉奉仕活動育成基金	100	165	185														
金沢市育英会奨学基金	157	158	163	166	166	166	166	166	168	170	175	175	176	177	178	179	179
金沢市保健衛生施設整備積立基金		500	1,041	1,741	1,741	441											
金沢市技と芸の入りづくり基金		311	527	680	831	931	933	933	937	937	938	940	942	943	946	948	949
金沢市水田農業確立特別対策事業基金		35	34	16													
美術館美術品購入基金									300	1,001	1,501	2,001	2,501	3,001	2,219	1,957	1,649
金沢市福祉活動育成基金				848	1,286	1,789	1,837	1,849	1,905	1,934	2,010	2,025	2,044	2,076	2,087	2,097	2,111
美しいまちづくり市民運動推進基金				20	20	20	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
市民スポーツ振興基金				50	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	181	181
市民防災活動推進基金						12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	14
公共施設整備積立基金							500	1,005	1,511	2,028	2,528	3,027	4,028	4,528	3,599	2,159	670
少子化対策特例基金												399	18	0			
介護保険対策特例基金												2,928	730	0			
介護給付費準備基金													333	291	21	0	103
公共下水道事業減債基金					1,660	1,621	1,579	1,536	1,476	1,429	1,379	1,327	1,272	1,215	1,155	1,092	1,025
合計	13,690	18,227	22,340	27,273	30,643	28,419	26,664	24,920	23,609	23,723	24,062	27,731	26,160	25,604	19,653	17,041	14,801

表10 個人市民税調定額の所得者種類別調

年度	調定額(百万円)						構成比(%)							
	給与	営業	農業	その他の事業所得者	その他の所得者	分離課税の譲渡所得等のある者	計	給与	営業	農業	その他の事業所得者	その他の所得者	分離課税の譲渡所得等のある者	計
昭和63年度	151,412	12,334	612	4,211	3,238	1,840	173,647	87.2	7.1	0.4	2.4	1.9	1.1	100.0
平成元年度	144,440	12,231	555	4,238	12,161	1,980	175,605	82.3	7.0	0.3	2.4	6.9	1.1	100.0
平成2年度	144,739	12,149	511	4,321	11,338	2,558	175,616	82.4	6.9	0.3	2.5	6.5	1.5	100.0
平成3年度	149,988	12,195	484	4,160	12,911	2,575	182,313	82.3	6.7	0.3	2.3	7.1	1.4	100.0
平成4年度	156,720	12,065	410	4,326	11,226	2,799	187,546	83.6	6.4	0.2	2.3	6.0	1.5	100.0
平成5年度	162,582	11,717	452	4,226	12,420	1,147	192,544	84.4	6.1	0.2	2.2	6.5	0.6	100.0
平成6年度	165,503	10,828	341	4,263	13,213	1,350	195,498	84.7	5.5	0.2	2.2	6.8	0.7	100.0
平成7年度	167,409	10,436	411	3,955	13,536	1,452	197,199	84.9	5.3	0.2	2.0	6.9	0.7	100.0
平成8年度	169,575	10,296	279	3,892	15,103	1,548	200,693	84.5	5.1	0.1	1.9	7.5	0.8	100.0
平成9年度	171,027	10,454	284	3,906	15,449	1,568	202,688	84.4	5.2	0.1	1.9	7.6	0.8	100.0
平成10年度	172,489	10,160	267	3,843	15,721	1,408	203,888	84.6	5.0	0.1	1.9	7.7	0.7	100.0
平成11年度	172,211	9,332	255	3,513	16,376	1,303	202,990	84.8	4.6	0.1	1.7	8.1	0.6	100.0
平成12年度	169,825	8,884	180	3,383	16,746	1,386	200,404	84.7	4.4	0.1	1.7	8.4	0.7	100.0
平成13年度	169,747	8,597	188	3,284	16,920	1,222	199,958	84.9	4.3	0.1	1.6	8.5	0.6	100.0
平成14年度	168,420	11,354	174		16,753	1,136	197,837	85.1	5.7	0.1		8.5	0.6	100.0
平成15年度	165,921	10,712	189		16,914	1,114	194,850	85.2	5.5	0.1		8.7	0.6	100.0
平成16年度	162,998	10,391	203		16,802	3,662	194,056	84.0	5.4	0.1		8.7	1.9	100.0
平成17年度予算	165,394	10,316	210		19,456	2,031	197,407	83.8	5.2	0.1		9.9	1.0	100.0

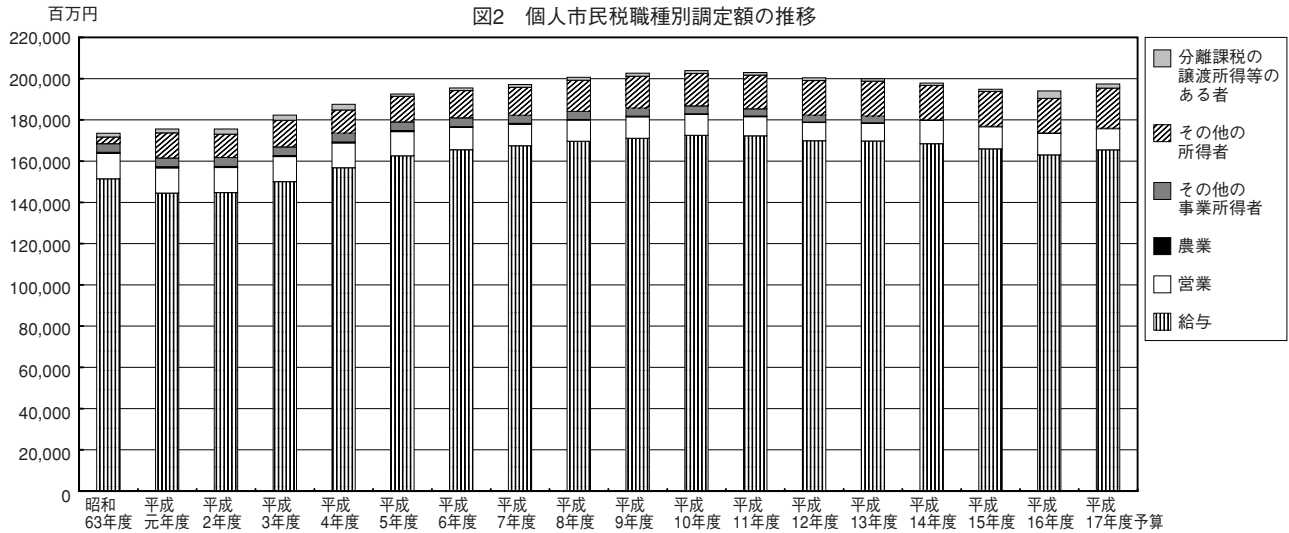


表 11 個人市民税課税標準段階別の納税者数

単位:人

年度	5万円以下	5万円超10万円以下	10万円超20万円以下	20万円超40万円以下	40万円超60万円以下	60万円超80万円以下	80万円超120万円以下	120万円超160万円以下	160万円超200万円以下	200万円超300万円以下	300万円超400万円以下	400万円超550万円以下	550万円超700万円以下	700万円超1000万円以下	1000万円超2000万円以下	2000万円超	計
平成3年度	3,190	2,141	4,499	9,961	12,840	14,877	30,441	24,839	18,546	27,742	13,515	9,302	4,160	3,253	2,353	654	182,313
平成4年度	3,281	2,008	3,870	8,835	11,567	13,781	30,141	25,247	19,621	30,941	15,398	10,597	4,901	3,889	2,756	713	187,546
平成5年度	2,806	2,014	3,838	8,473	11,171	13,315	30,109	25,853	20,133	33,192	16,480	11,761	5,294	4,225	3,095	785	192,544
平成6年度	2,918	2,083	3,962	8,720	11,151	13,177	29,970	26,627	20,533	33,464	16,866	12,213	5,391	4,476	3,164	783	195,498
平成7年度	3,218	2,163	4,344	8,926	11,662	13,166	30,063	26,670	20,490	33,155	16,832	12,564	5,430	4,535	3,204	777	197,199
平成8年度	3,771	2,244	4,686	9,833	12,644	13,905	30,380	27,356	20,201	32,887	17,073	12,356	5,213	4,231	3,085	828	200,693
平成9年度	4,027	2,268	4,653	9,774	12,616	13,608	29,471	27,189	20,340	33,435	17,601	13,474	5,599	4,456	3,329	848	202,688
平成10年度	3,867	2,421	4,706	10,234	12,822	13,681	28,910	27,106	20,085	33,704	17,737	14,036	5,688	4,574	3,431	886	203,888
平成11年度	3,528	2,383	4,644	10,268	13,593	14,390	29,939	27,293	19,893	32,033	17,152	13,732	5,623	4,403	3,280	836	202,990
平成12年度	3,875	2,647	5,144	10,802	13,371	14,411	29,124	26,939	19,550	30,900	16,336	13,675	5,474	4,263	3,068	825	200,404
平成13年度	4,099	2,695	5,487	11,166	13,459	14,310	28,822	26,264	19,291	30,958	16,964	13,320	5,114	4,089	3,091	829	199,958
平成14年度	4,204	2,763	5,559	11,825	13,937	14,852	28,711	25,829	18,909	29,288	16,315	13,035	4,942	3,879	2,976	813	197,837
平成15年度	4,330	2,993	6,109	12,286	14,241	15,156	28,818	25,099	18,245	28,038	15,333	12,434	4,593	3,594	2,811	770	194,850
平成16年度	4,820	3,250	6,221	12,640	14,676	15,551	29,169	24,814	18,223	27,326	15,083	11,394	4,111	3,295	2,719	764	194,056
平成17年度予算	4,423	3,159	6,172	12,534	15,181	15,708	29,235	25,327	18,408	28,463	15,692	11,811	4,360	3,489	2,676	769	197,407

表 12 個人市民税課税標準段階別の所得額の推移

単位:百万円

年度	5万円以下	5万円超10万円以下	10万円超20万円以下	20万円超40万円以下	40万円超60万円以下	60万円超80万円以下	80万円超120万円以下	120万円超160万円以下	160万円超200万円以下	200万円超300万円以下	300万円超400万円以下	400万円超550万円以下	550万円超700万円以下	700万円超1000万円以下	1000万円超2000万円以下	2000万円超	計
平成3年度	23,160	2,589	5,810	15,832	19,671	25,938	61,287	62,368	56,510	109,883	71,916	63,832	36,522	35,745	41,428	24,410	656,902
平成4年度	22,489	2,220	5,244	13,891	17,956	22,825	60,234	63,789	60,627	120,335	82,002	71,215	42,777	43,534	46,507	28,208	703,850
平成5年度	7,764	2,024	4,354	10,841	16,170	20,914	57,050	62,333	59,300	124,231	82,979	75,428	42,833	43,513	47,278	28,427	685,438
平成6年度	9,050	2,183	4,529	11,288	16,042	21,234	57,663	64,283	60,170	126,718	85,415	78,771	44,203	46,919	48,910	28,336	705,716
平成7年度	9,364	2,383	5,448	12,181	17,281	21,758	58,999	66,069	61,163	125,735	86,353	82,978	45,670	48,504	49,970	28,581	722,437
平成8年度	10,519	2,304	5,631	13,383	18,895	23,249	60,440	67,805	61,072	126,837	88,213	82,394	43,431	45,666	48,593	29,637	728,067
平成9年度	10,011	2,280	5,585	13,043	19,059	22,528	59,268	67,821	61,187	128,780	90,654	88,628	47,583	47,435	52,932	30,978	747,771
平成10年度	8,804	2,472	5,366	13,773	19,045	22,749	57,654	66,927	60,730	129,611	91,225	92,803	46,595	48,073	53,656	33,614	753,097
平成11年度	7,157	2,470	5,342	13,523	20,164	24,234	60,130	67,395	60,120	123,044	88,010	90,598	46,575	46,676	51,328	31,468	738,232
平成12年度	8,525	2,817	5,996	14,600	20,101	24,333	59,026	66,953	59,329	118,973	84,475	89,513	45,326	44,782	47,639	31,600	723,987
平成13年度	7,723	2,830	6,225	14,883	20,309	24,286	58,475	65,089	58,181	118,594	87,595	87,259	41,978	42,918	48,942	31,922	717,210
平成14年度	6,253	2,826	6,563	15,987	21,044	25,053	58,436	64,179	57,278	112,782	84,523	85,593	40,867	40,800	47,011	30,831	700,027
平成15年度	7,360	3,061	7,257	16,462	21,660	25,796	58,355	62,756	55,038	108,537	80,005	81,582	38,059	37,799	44,295	30,927	678,948
平成16年度	8,248	3,408	7,309	17,301	22,002	26,555	59,573	62,704	55,615	106,539	79,754	75,261	34,518	35,340	43,479	31,422	669,028
平成17年度予算	8,019	2,960	6,600	15,594	21,631	25,957	57,960	62,153	55,008	109,006	80,826	76,926	35,957	37,520	42,286	32,010	670,413

態である。

2.階層別の特徴

表 11 及び表 12 は課税標準段階別の納税者数と所得額の推移である。納税者数・所得額ともに平成 10 年度がピークであり、平成 3～10 年度は漸増し、その後は漸減するという同一の動向を示している。

納税者数では平成 5 年度を底にして 200 万円以下の低所得層が増加傾向である。所得額では、総額が平成 10 年度をピークにして翌年度から低下しているのに対して、200 万円以下及び 300 万円以下の中低所得層が平成 8 年度をピークにその後低下しているのが注目されるし、400 万円以下層が平成 9 年度をピークにして、以降低下している。そして 550 万円以下の所得層の所得額が全体の動向と同じく平成 10 年度をピークにして

いる。より低い所得層ほど早い時期から累積比率を低下させていたことは注目される。

図 3 及び図 4 は表 11 及び表 12 のデータをグラフ表示で、構成比として示したものである。納税者数割合では 80 万円以下、120 万円以下、160 万円以下の層、つまり低所得層の比率が平成 10 年度以降明瞭に増加していることは、平成 10 年度をピークとする所得額の減少の過程で低所得層において納税者数割合が増加していることを示している。階層別所得額の動きでは、同様の傾向が示されているが、納税者数割合ほど明瞭ではない。

Ⅱ.法人市民税法人税割に関する統計

1.法人税割の業種別構造

表 13 及び図 5 は、法人市民税調定額（現年分）の業種別の推移を示したものである。個人市民税の漸増・漸減という比較

図3 個人市民税課税標準段階別の納税者数割合

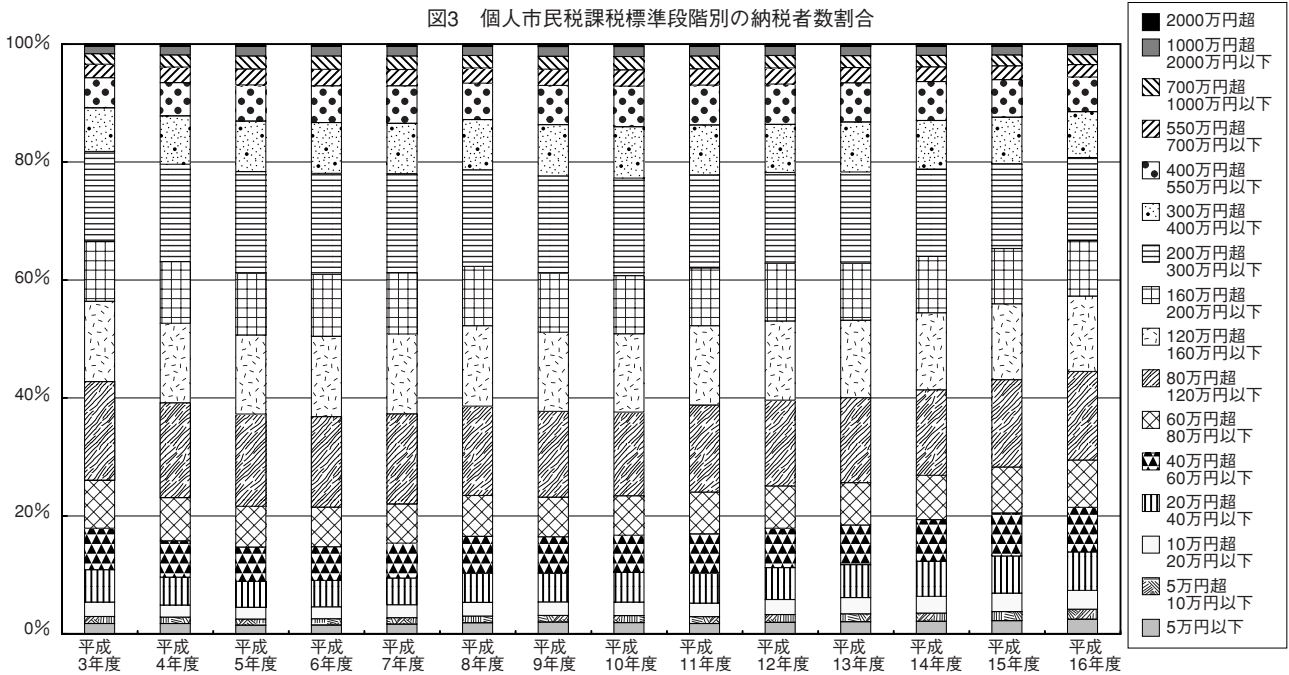


図4 個人住民税課税標準段階別の所得金額の構成

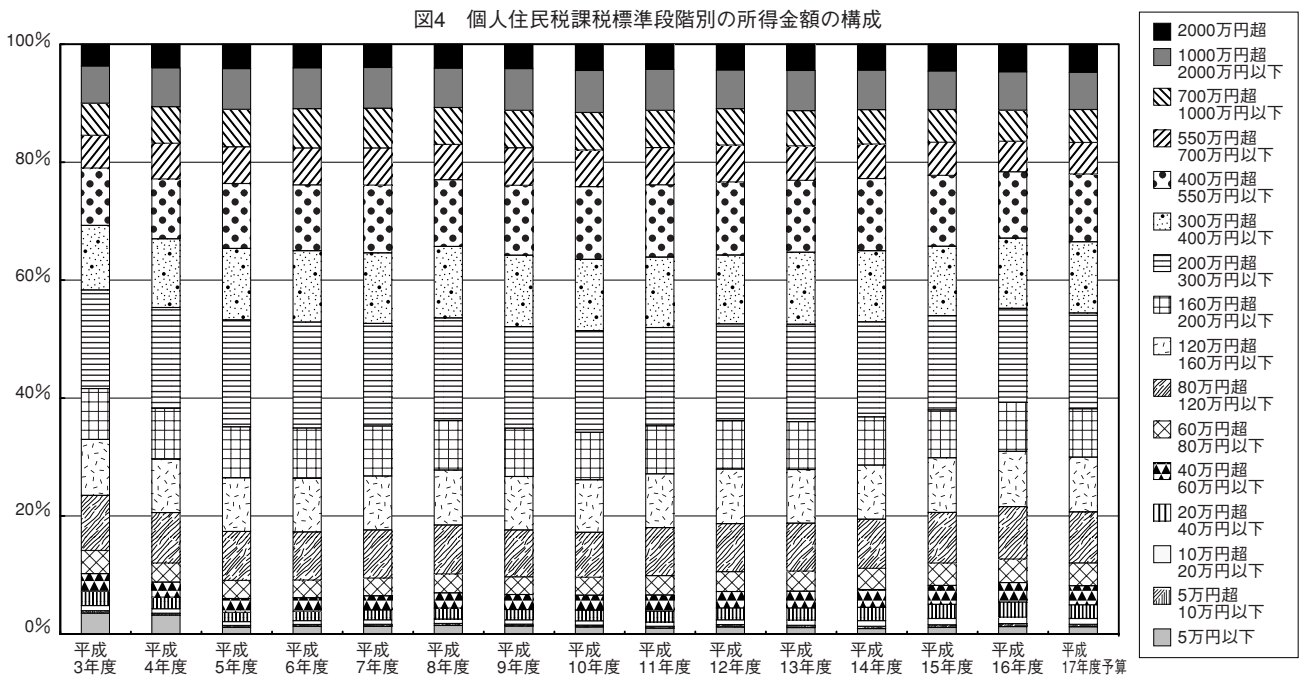


表13 法人市民税調定額（法人税割現年分）の業種別調

単位:百万円											
年度	建設	製造	卸売業	小売業	金融・保険	不動産	運輸・通信	電気・ガス	サービス	その他	計
平成元年度	1,102	2,917	1,576	1,083	3,610	273	642	198	952	36	12,389
平成2年度	1,538	3,216	1,559	1,146	2,418	350	777	194	1,085	37	12,320
平成3年度	1,747	3,105	1,696	1,219	3,528	282	814	119	1,060	30	13,600
平成4年度	1,714	2,618	1,585	1,099	2,316	197	708	192	967	19	11,415
平成5年度	1,543	2,181	1,357	885	1,700	167	490	172	960	15	9,430
平成6年度	1,467	2,014	1,162	895	1,679	185	586	111	984	28	9,131
平成7年度	1,247	2,130	1,130	895	1,691	186	404	192	970	24	8,869
平成8年度	1,315	2,216	1,118	929	3,016	181	1,079	190	1,108	29	11,181
平成9年度	1,325	2,360	1,082	917	1,897	225	969	141	1,158	37	10,111
平成10年度	922	1,763	770	656	2,732	214	798	161	1,114	19	9,150
平成11年度	894	1,676	779	627	1,454	184	1,272	106	1,097	13	8,103
平成12年度	956	1,627	835	636	1,438	201	976	170	1,098	23	7,960
平成13年度	747	1,671	816	668	1,087	160	1,325	183	1,154	19	7,831
平成14年度	593	1,140	627	590	1,057	183	1,490	165	1,038	12	6,895
平成15年度	575	1,408	696	545	912	202	1,594	289	1,098	11	7,332
平成16年度	501	1,442	778	594	845	175	1,434	192	1,023	27	7,012

的安定した動きに対して、景気変動に伴う法人所得の変動の幅の大きさを反映して、年度による振幅が大きいことがはっきり示されている。そして、この大きな振幅をもたらしているのは、金融・保険業における所得の変動である。全体の調定額の変化に占める金融・保険業調定額の変化額の割合を調定額全体の変動幅の大きかった（10億円以上の変動があった）年度についてみると、対前年度比で約22億円減少した平成4年度では56%、約20億円減少した平成5年度では31%、約23億円増加した平成8年度では57%、約13億円増加した平成3年度では87%、約11億円減少した平成9年度では105%、約10億円減少した平成11年度では122%という具合である。

また、景気変動による調定額の増減を通じてほぼ一貫して調定額が減少している業種として製造業、卸売業、小売業、建設業があり、増加している業種に運輸・通信業があり、サービス業はあまり変動していないと言える。

法人市民税調定額（現年分）の業種別の構成比（%）の変化を見ると、調定額実額の変動をみた場合と同様に、金融・保険業がもっとも比率を変動させている。平成10年度には30%弱であったが、16年度には12%であり、25%を超える年度が4度あり、18%以下の年度が6度あるという具合である。建設業の変動も特徴的で、平成4～7年度には14%を超え（最大は5年度の16%）、平成2～12年度の間は10%を超過する割合であったが、13年度以降急減し16年度には7.1%にまで

低下した。バブル崩壊による構造不況への対処としての公共事業の拡大期には製造業、金融・保険業に次ぐ地位を占めていたが、16年度には電気・ガス、不動産業の比率を超えるが、業種別では下から3番目という低さである。

それに対して一貫して割合を高めたのは、運輸・通信業で、平成元年度の5.2%から16年度の20.5%へと約4倍の膨張である。同様にサービス業も景気動向による比率変動を伴いつつ構成比を上昇させており、元年度の7.7%が16年度には14.6%と倍増している。製造業は景気動向による変動を経ながら比率を漸減させており、卸小売業も全体的に構成比を低下させる傾向である。

2.法人市民税法人税割の本・支店構造

法人市民税の場合、個人市民税には問題にならない点が興味を引く。それを示すのが表14である。図6に示されるように法人市民税法人税割の納税義務者は平成元年度から3・4年間はかなりの増加を示したが、その後は漸増である。特徴的なのは本店である法人と支店である法人によって、法人税割額の申告・無申告（つまり法人所得が黒字・赤字）の差が著しいことである。支店の場合、黒字である納税義務者が圧倒的で、元年度で87.0%であったその割合は次第に低下しているが16年度でも68%は黒字である。それに対して本店法人、すなわち、地元の法人の場合には、逆に赤字法人が圧倒的で、元年度に54%であった赤字法人の割合が16年度には69%に増加している。法人税割を申告している黒字法人の中での本店・支店の割合は、元年度で63.5%対36.5%であったが、16年度には59.8%対40.2%となり、平成時代において本店法人の経済的地位がかなり低下している。16年度でみて、法人市民税法人税割の全納税義務者に占める本店法人の割合は76.3%、黒字法人に占める本店法人の割合は59.8%、法人税割額のうち本店法人が申告した分は47.4%であり、これらは1法人当たりの法人税割額が本店法人は支店法人の28%に過ぎないという結果をもたらしている。ここに地域経済の活性化・再生を重点政策課題としなければならないほどの地場産業の衰退傾向を読みとらざるをえないことは地域住民にとっては残念なことである（図7参照）。

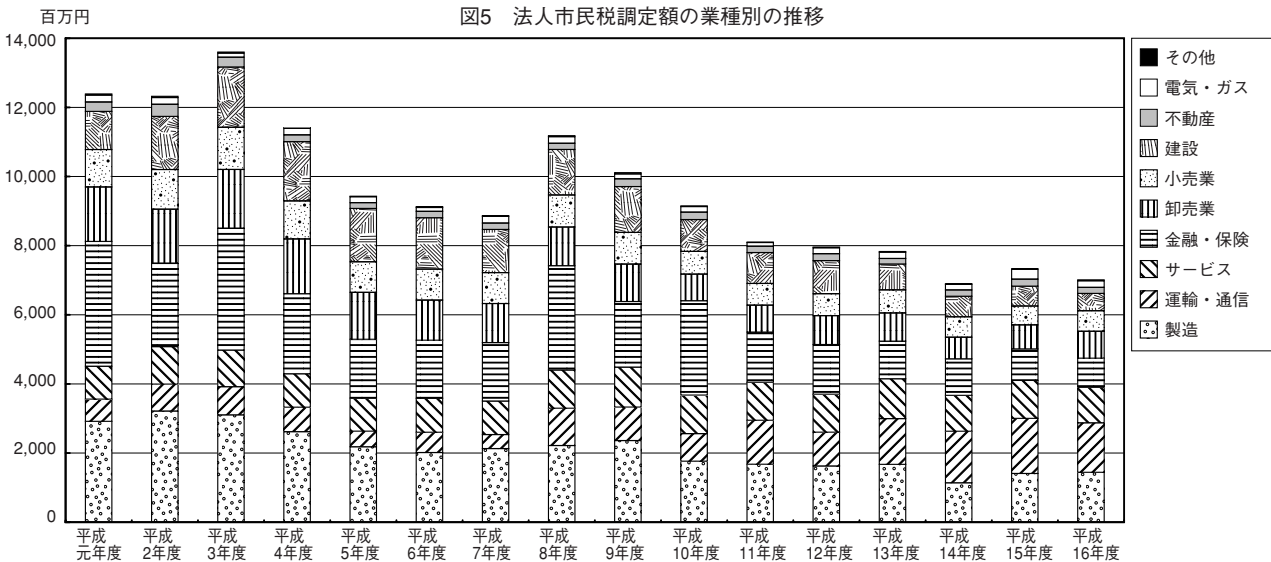


表 14 法人市民税調定額（現年分のみ）の本店・支店調べ

（単位：納税義務者は1人、金額は千円）

年度	法人均等割納税義務者	法人数・本店			比率		法人数・支店			比率%		税割額法人数			税割額			納税義務者に占める本店の割合	納税義務者に占める支店の割合	納税義務者当たりの税割額			
		税割申告	税割無申告	計	税割申告	税割無申告	税割申告	税割無申告	計	税割申告	税割無申告	本店	支店	計	本店	支店	計			本店	支店	計	本店/支店
平成元年度	12,144	4,264	4,971	9,235	46.2	53.8	2,451	365	2,816	87.0	13.0	9,235	2,816	12,051	6,132,083	6,257,406	12,389,489	49.5	76.6	664.0	2222.1	1028.1	0.30
平成2年度	12,421	4,747	5,076	9,823	48.3	51.7	2,528	409	2,937	86.1	13.9	9,823	2,937	12,760	6,703,643	5,616,819	12,320,462	54.4	77.0	682.4	1912.4	965.6	0.36
平成3年度	13,030	5,124	5,417	10,541	48.6	51.4	2,604	439	3,043	85.6	14.4	10,541	3,043	13,584	6,940,735	6,659,334	13,600,069	51.0	77.6	658.5	2188.4	1001.2	0.30
平成4年度	13,987	4,911	5,970	10,881	45.1	54.9	2,572	588	3,160	81.4	18.6	10,881	3,160	14,041	6,177,650	5,237,693	11,415,343	54.1	77.5	567.7	1657.5	813.0	0.34
平成5年度	14,622	4,354	6,818	11,172	39.0	61.0	2,471	777	3,248	76.1	23.9	11,172	3,248	14,420	5,253,253	4,175,905	9,429,158	55.7	77.5	470.2	1285.7	653.9	0.37
平成6年度	14,609	4,077	7,251	11,328	36.0	64.0	2,472	839	3,311	74.7	25.3	11,328	3,311	14,639	5,167,422	3,963,317	9,130,739	56.6	77.4	456.2	1197.0	623.7	0.38
平成7年度	15,670	4,095	7,403	11,498	35.6	64.4	2,493	847	3,340	74.6	25.4	11,498	3,340	14,838	4,917,692	3,951,599	8,869,291	55.4	77.5	427.7	1183.1	597.7	0.36
平成8年度	15,876	4,192	7,369	11,561	36.3	63.7	2,613	811	3,424	76.3	23.7	11,561	3,424	14,985	5,136,802	6,043,529	11,180,331	45.9	77.2	444.3	1765.0	746.1	0.25
平成9年度	16,279	4,316	7,296	11,612	37.2	62.8	2,667	858	3,525	75.7	24.3	11,612	3,525	15,137	5,102,828	5,007,794	10,110,622	50.5	76.7	439.4	1420.7	667.9	0.31
平成10年度	16,440	3,845	7,868	11,713	32.8	67.2	2,524	1,047	3,571	70.7	29.3	11,713	3,571	15,284	4,693,565	4,456,154	9,149,719	51.3	76.6	400.7	1247.9	598.6	0.32
平成11年度	16,516	3,596	8,197	11,793	30.5	69.5	2,433	1,127	3,560	68.3	31.7	11,793	3,560	15,353	3,958,361	4,144,664	8,103,025	48.9	76.8	335.7	1164.2	527.8	0.29
平成12年度	16,521	3,677	8,128	11,805	31.1	68.9	2,493	1,093	3,586	69.5	30.5	11,805	3,586	15,391	4,080,095	3,879,658	7,959,753	51.3	76.7	345.6	1081.9	517.2	0.32
平成13年度	16,696	3,704	8,120	11,824	31.3	68.7	2,548	1,098	3,646	69.9	30.1	11,824	3,646	15,470	4,163,534	3,667,294	7,830,828	53.2	76.4	352.1	1005.8	506.2	0.35
平成14年度	16,942	3,668	8,174	11,842	31.0	69.0	2,432	1,271	3,703	65.7	34.3	11,842	3,703	15,545	3,761,337	3,134,050	6,895,387	54.5	76.2	317.6	846.4	443.6	0.38
平成15年度	16,979	3,671	8,170	11,841	31.0	69.0	2,450	1,227	3,677	66.6	33.4	11,841	3,677	15,518	3,549,033	3,782,660	7,331,693	48.4	76.3	299.7	1028.7	472.5	0.29
平成16年度	17,097	3,722	8,134	11,856	31.4	68.6	2,503	1,186	3,689	67.9	32.1	11,856	3,689	15,545	3,324,154	3,687,393	7,011,547	47.4	76.3	280.4	999.6	451.0	0.28

図6 法人市民税納税者数の税割申告無申告別・本支店別の推移

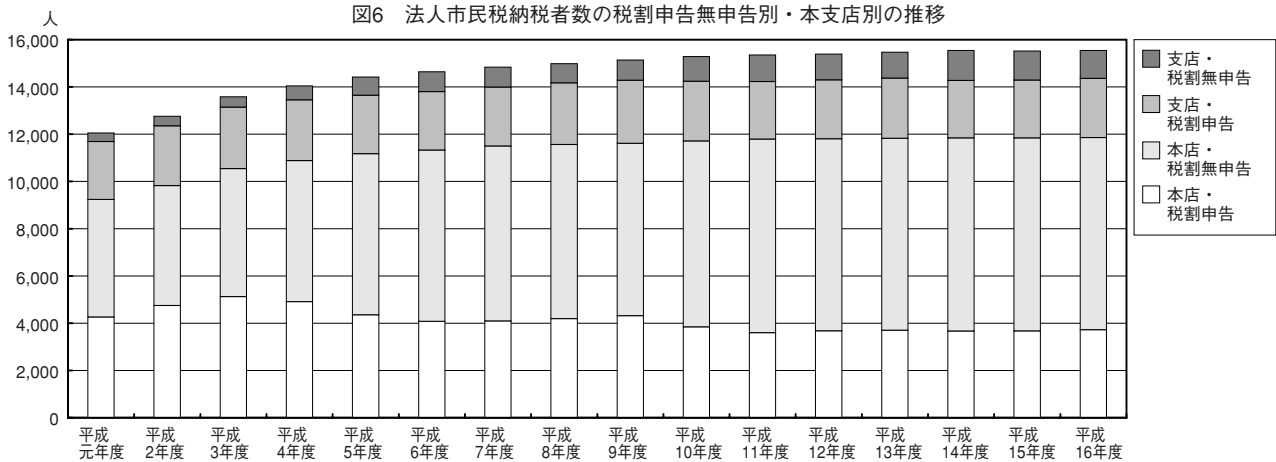


図7 納税者当たり法人市民税割額の本支店別推移

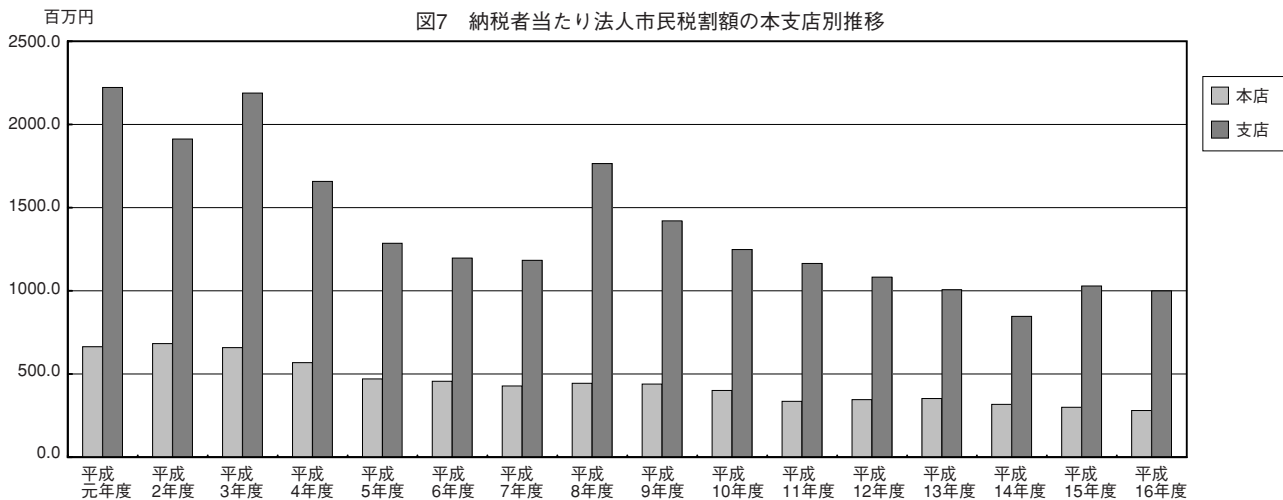
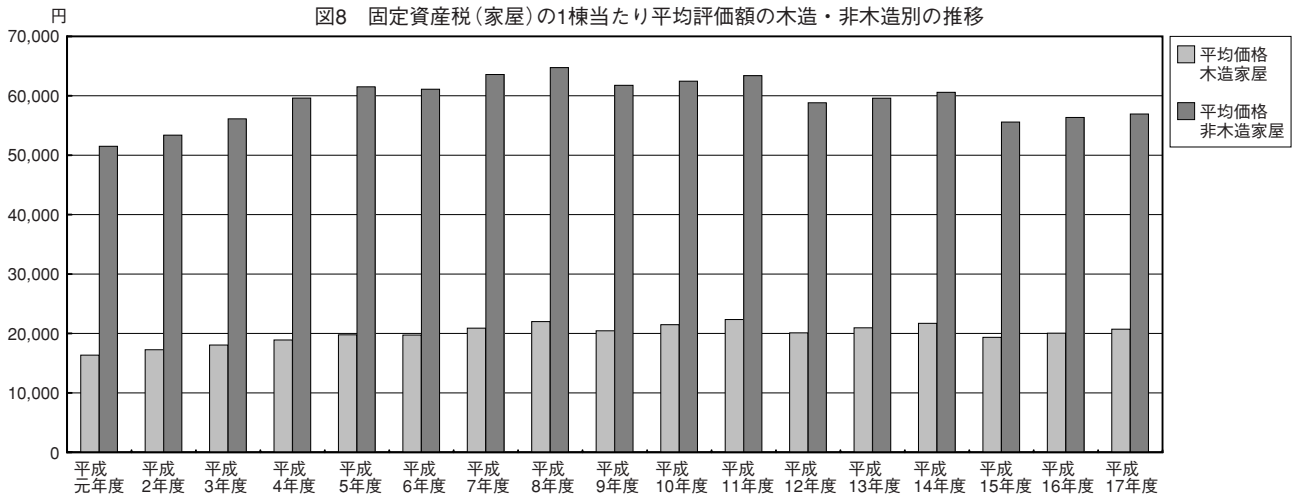


表15 固定資産税(家屋分)関連データの推移

	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
木造家屋	棟数(棟)	175,362	175,015	174,554	174,056	173,777	179,989	179,285	178,635	177,784	177,238	176,687	131,844	131,474	131,901	132,101	132,560	133,034
	床面積(千平方メートル)	14,571	14,711	14,846	14,977	15,149	15,267	15,418	15,569	15,705	15,871	15,984	16,088	16,225	16,307	16,398	16,518	16,632
	決定価格(百万円)	238,358	253,819	267,995	283,127	299,579	301,358	322,211	342,337	321,109	340,749	357,048	323,517	339,991	353,801	317,311	331,111	344,506
	課税標準額(百万円)			267,991	283,124	299,576	301,355	322,206	342,332	321,107	340,748	357,046	323,516	339,990	353,800	317,310	331,111	344,484
	平均価格(円)	16,359	17,258	18,052	18,904	19,775	19,740	20,898	21,989	20,447	21,470	22,338	20,109	20,955	21,696	19,351	20,045	20,713
非木造家屋	棟数(棟)	36,661	37,558	38,474	39,489	40,385	41,496	42,137	42,615	42,877	42,963	43,215	29,940	30,071	30,460	30,590	30,907	31,209
	床面積(千平方メートル)	8,671	9,098	9,604	10,151	10,548	10,867	11,281	11,601	11,920	12,199	12,439	12,538	12,775	12,976	13,037	13,193	13,374
	決定価格(百万円)	446,650	485,947	539,070	605,261	648,865	664,030	717,207	751,125	736,267	761,924	788,436	737,501	761,528	786,279	724,695	743,536	761,611
	課税標準額(百万円)			536,882	602,942	646,383	661,763	711,344	745,866	730,813	757,129	783,292	733,392	757,609	783,481	722,125	741,230	759,348
	平均価格(円)	51,513	53,373	56,127	59,628	61,518	61,108	63,575	64,744	61,767	62,460	63,384	58,820	59,610	60,596	55,587	56,360	56,945
合計	棟数(棟)	212,023	212,573	213,028	213,545	214,162	221,485	221,422	221,250	220,661	220,201	219,902	161,784	161,545	162,361	162,691	163,467	164,243
	床面積(千平方メートル)	23,242	23,809	24,450	25,128	25,697	26,133	26,699	27,170	27,625	28,070	28,423	28,626	29,000	29,283	29,435	29,711	30,007
	決定価格(百万円)	685,008	739,766	807,065	888,388	948,444	965,388	1,039,418	1,093,462	1,057,376	1,102,673	1,145,484	1,061,018	1,101,519	1,140,080	1,042,006	1,074,647	1,106,118
	課税標準額(百万円)			804,873	886,066	945,959	963,118	1,033,550	1,088,198	1,051,920	1,097,877	1,140,338	1,056,908	1,097,599	1,137,281	1,039,435	1,072,341	1,103,832
	平均価格(円)	29,474	31,070	33,008	35,355	36,909	36,941	38,930	40,245	38,276	39,283	40,302	37,064	37,983	38,934	35,401	36,170	36,862

図8 固定資産税(家屋)の1棟当たり平均評価額の木造・非木造別の推移



Ⅲ. 固定資産税統計からみた産業の特徴

市民税とならんで重要な税に固定資産税があるが、固定資産税の課税対象は土地、家屋、償却資産の3つからなることは、先に述べた。固定資産税(土地部分)に関する統計からは特に金沢に特徴的なことは指摘できないので、ここでは、家屋と償却資産に関する固定資産税統計から見てくるものを捉えておこう。

A. 固定資産税(家屋部分)に関する統計

1. 表15は、家屋分の固定資産税算定に関わるデータの平成時代の推移を示したものである。見られるように棟数では木造家屋の方が圧倒的であるが、家屋評価(決定)額では逆に非木造家屋の方が約7割と圧倒的である。

2. 家屋評価(決定)額の年度別変動では、元年度から8年度までは一貫して増加しているが、9年度、12年度、15年度と3年ごとに低下して、その後2年度は増加するというものになっている(3年ごとの評価額の低下が発生しているのは、固定資産税家屋評価額の決め方が3年おきに固定資産税評価基準が設定されるという仕組みから来ている)。そして、9年度に低下した評価額は10・11年度では8年度の額を超えていたが、12年度及び15年度からの後の2年間については、それまでのように前の3年間のサイクルを上回るという評価額になっていないことが特徴的である。バブル崩壊・構造的な不況・景気低迷等

の影響で、それまでのように、3年ごとの固定資産税評価基準の適用によっても評価額が上昇していく経済的環境にないことを示している(ここで土地の評価について述べる余裕はないが、土地の場合にはより鮮明に現れている)。

かくして、図8に明示されているように、1棟当たりの平均評価額は木造家屋と非木造家屋とでは、後者が前者の3倍近い評価額となっており、1棟当たりの平均評価額の3年サイクルでの変化には、家屋評価額全体の動きよりも鮮明にサイクルごとに評価額が低下するという傾向が現れている。

B. 固定資産税(償却資産部分)に関する統計

1. 表16は、償却資産分の固定資産税決算額の推移を償却資産の性質別に示したものである。小計欄に示されている金沢市長決定分が評価額で約3分の2、課税標準額でそれを若干上回る割合を占めており、評価額に対する課税標準額の割合では、市長決定分では殆ど100%に近いことが分かる。自治大臣・総務大臣決定分では8割前後、県知事決定分では平成11年度までは完全に100%であったが、その後は3~4%のギャップが生じている。

図9には、性質別に償却資産の課税標準額が年度によってどう推移してきたかが示されている。評価額全体の動向は市長決定分の変化によって規定されていることがよく分かるが、「機械および装置」の評価額は平成5年度をピークとして以後漸減

傾向を示し、市長決定分全体の評価額は平成6年度をピークにしてその後減少し、特に、平成10年度以降は明白に減少傾向を示している。前記の支店経済に対する本店経済の衰退傾向と対応して、償却資産に対する新規投資のテンポがそれまでのように進展していないことが評価額減少の一因として考えられる。

2. 表17と図10は、市長決定分の償却資産の業種別の推移を示したものである。ここにも昭和62年度から平成6年度までは評価額が一貫して増加していることがはっきり示されている。特に、平成4年度までは1980年代後半のバブル景気と言

われた時期の設備投資の盛行による償却資産残高の増大が明瞭である。そして、平成6～10年度のほぼ横ばい状態を経て、平成11年度以降はかなりのスピードで償却資産残高の減少が生じている。

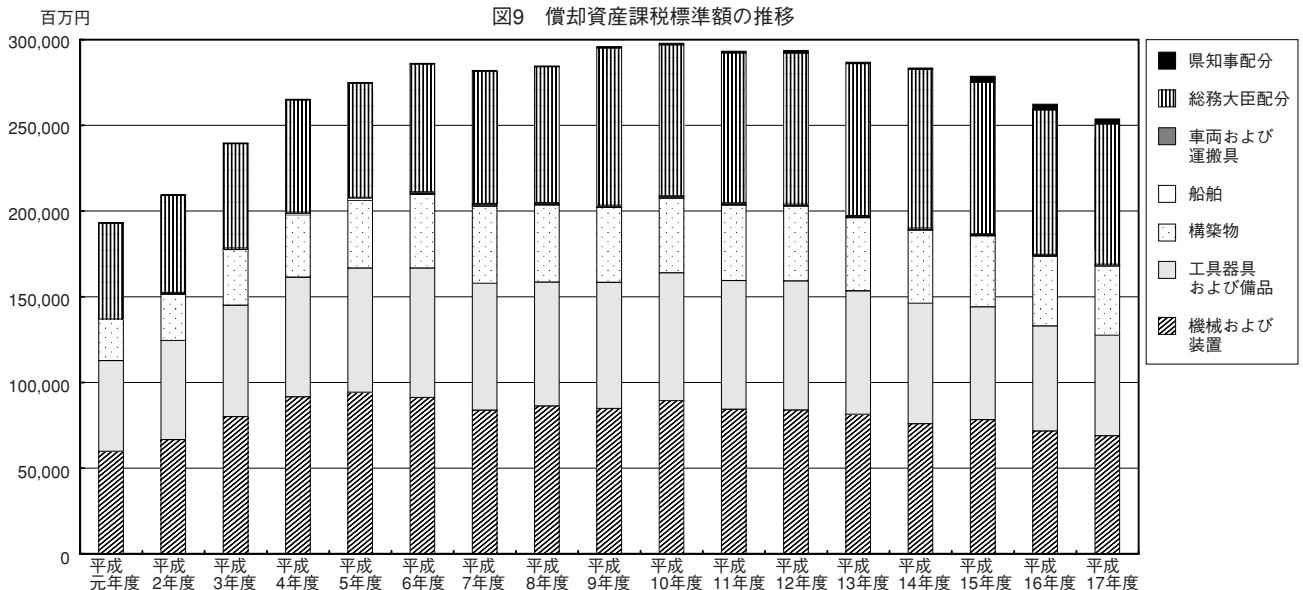
3. それを産業別・業種別に变化の特徴を捉えてみると、平成4年度まではリース業を含むサービス業が40%を超えて最大の比率を占めていた。16年度においてもリース業26%、サービス業18%で両者併せて44%という高い割合を占めている。10%の比率を超えているのは、昭和62年度で卸小売業16.3%

表16 固定資産税(償却資産分)の決算額等の推移

(単位:百万円、%)

	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
評価額	構築物	23,563	26,991	32,073	36,781	39,803	43,225	45,303	45,413	43,936	43,767	44,463	43,990	43,138	43,152	41,798	41,746	41,417
	機械および装置	60,165	67,108	80,658	92,702	95,169	92,214	84,704	88,629	87,309	92,353	86,998	86,802	83,727	77,475	79,916	73,102	70,224
	船舶	520	600	569	823	881	763	1,023	780	665	885	750	780	904	889	872	845	670
	車両および運搬具	460	667	1,014	1,029	1,103	961	869	738	809	753	690	580	589	592	555	567	622
	工具器具および備品	52,933	57,878	65,087	69,713	72,704	75,773	74,149	72,319	73,655	74,672	75,117	75,366	72,038	70,255	65,883	61,367	58,633
	小計	137,642	153,244	179,400	201,048	209,660	212,936	206,047	207,878	206,372	212,430	208,018	207,518	200,396	192,364	189,024	177,626	171,565
	総務大臣配分	73,406	73,872	74,949	75,970	76,618	82,575	90,068	94,880	116,400	112,695	115,900	113,998	111,493	109,335	103,907	95,180	90,640
	県知事配分	280	360	450	419	415	413	444	466	832	876	994	1,607	890	865	3,539	3,406	3,003
	合計	211,329	227,476	254,799	277,438	286,693	295,924	296,559	303,224	323,604	326,002	324,912	323,123	312,779	302,564	296,471	276,213	265,208
	市長決定分の割合	65.1	67.4	70.4	72.5	73.1	72.0	69.5	68.6	63.8	65.2	64.0	64.2	64.1	63.6	63.8	64.3	64.7
課税標準額	構築物	23,510	26,955	32,003	36,520	39,552	42,997	44,997	45,084	43,763	43,476	44,062	43,650	42,684	42,772	41,397	40,576	40,413
	機械および装置	59,781	66,606	80,008	91,650	94,219	91,174	83,819	86,309	84,798	89,358	84,346	83,914	81,437	75,922	78,297	71,689	68,904
	船舶	336	380	381	504	528	460	644	470	397	629	544	521	608	563	560	545	425
	車両および運搬具	460	667	1,014	1,029	1,103	961	869	738	809	753	690	580	589	592	555	567	622
	工具器具および備品	52,908	57,875	65,044	69,676	72,559	75,598	74,009	72,220	73,600	74,633	75,082	75,322	72,001	70,224	65,854	61,339	58,608
	小計	136,996	152,434	178,450	199,379	207,962	211,190	204,338	204,821	203,367	208,848	204,724	203,987	197,319	190,074	186,663	174,717	168,973
	総務大臣配分	55,942	56,665	60,837	65,392	66,601	74,572	77,271	79,362	91,716	88,129	87,511	88,168	88,644	92,534	88,473	84,280	81,833
	県知事配分	280	360	450	419	415	413	444	466	832	876	994	1,550	871	848	3,496	3,319	2,895
	合計	193,218	209,459	239,737	265,190	274,978	286,174	282,053	284,649	295,914	297,853	293,228	293,704	286,835	283,455	278,931	262,316	253,702
	市長決定分の割合	70.9	72.8	74.4	75.2	75.6	73.8	72.4	72.0	68.7	70.1	69.8	69.5	68.8	67.1	66.9	66.6	66.6
課税標準の評価額に対する割合	構築物	99.8	99.9	99.8	99.3	99.4	99.5	99.3	99.3	99.6	99.3	99.1	99.2	98.9	99.1	99.0	97.2	97.6
	機械および装置	99.4	99.3	99.2	98.9	99.0	98.9	99.0	97.4	97.1	96.8	97.0	96.7	97.3	98.0	98.0	98.1	98.1
	船舶	64.6	63.3	67.0	61.2	59.9	60.3	63.0	60.3	59.7	71.1	72.5	66.8	67.3	63.3	64.2	64.5	63.4
	車両および運搬具	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	工具器具および備品	100.0	100.0	99.9	99.9	99.8	99.8	99.8	99.9	99.9	99.9	100.0	99.9	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0
	小計	99.5	99.5	99.5	99.2	99.2	99.2	99.2	98.5	98.5	98.3	98.4	98.3	98.5	98.8	98.8	98.4	98.5
	総務大臣配分	76.2	76.7	81.2	86.1	86.9	90.3	85.8	83.6	78.8	78.2	75.5	77.3	79.5	84.6	85.1	88.5	90.3
	県知事配分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	96.5	97.9	98.0	98.8	97.4	96.4
	合計	91.4	92.1	94.1	95.6	95.9	96.7	95.1	93.9	91.4	91.4	90.2	90.9	91.7	93.7	94.1	95.0	95.7

図9 償却資産課税標準額の推移



金属機械製造業13.7%だけである。平成16年度になると金属機械製造業は7.0%と17年間で半分のウエイトに低下し、卸小売業も12.3%と4%ポイントの比率低下である。代わって、運輸・通信業が昭和62年度の1.5%から14.1%へと著しい増加を示している。その他はこの17年間で大きく比率を変えていない。金融・保険・不動産業は、平成7年度までは構成比を増大させたが、その後は一貫して低下させている。

4. 尤も、ここでの償却資産の評価額の産業別・業種別の配分状況は、前記のように市長決定分の償却資産についてだけであり、自治大臣・総務大臣配分および知事配分の償却資産を含んでいない。つまり、全国的企業や石川県全域に展開する企業、つまり金沢市域以外でも活動している企業の償却資産を含んでいないことに留意する必要がある。すなわち、前記のように金

沢市域に本店をおく企業についてのものである。したがって、全体としての金沢市域の産業の活動をトータルには反映していないという限界があることをわきまえておかねばならない。そのような限定つきとは言え、一定の市域内経済の特徴を示してことことは明らかである。

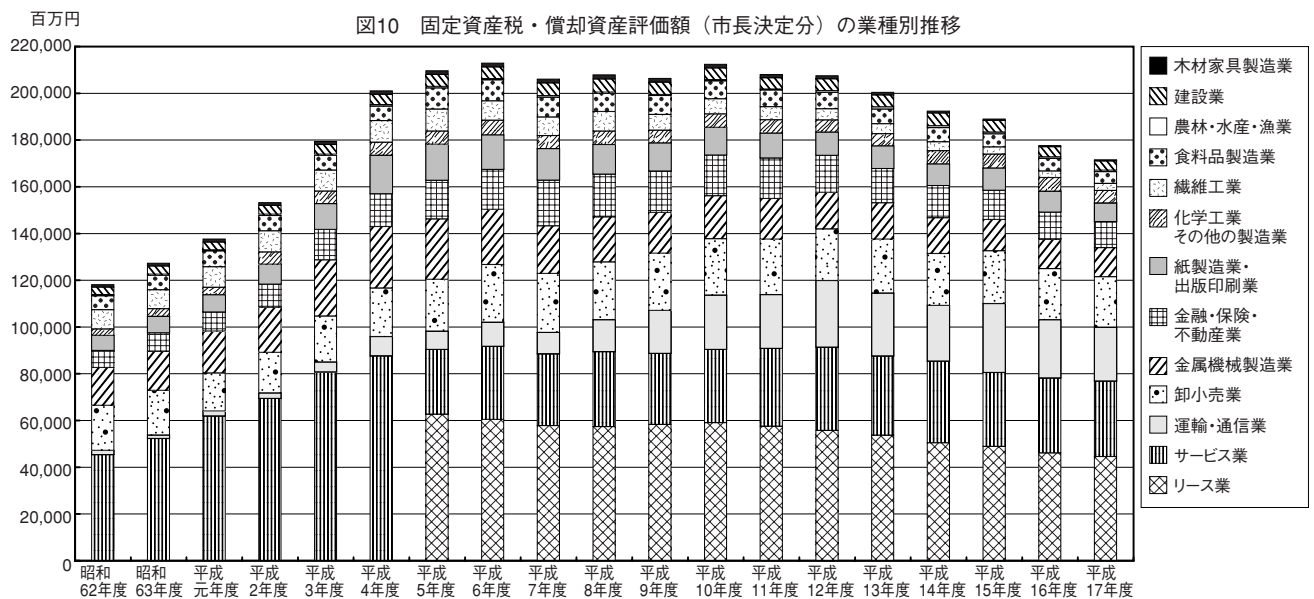
おわりに：市政方針と金沢論

1. 以上、この調査報告では、市税財政に関する客観的統計数値から読みとれる、市の行政活動の特徴とその範囲から推測可能な範囲での市民の家計構造・階層構造と市内企業の業種別特徴及び本店・支店関係の特徴を捉えてみた。
2. 金沢市長が市政全般についての方針を示す主要な機会の一

表17 固定資産税（償却資産分）の評価額（市長決定分）の業種別調

(単位:百万円)

業種	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
農林・水産・漁業	493	410	413	505	444	596	606	507	635	532	485	457	429	787	885	797	731	695	579
建設業	3,195	3,530	3,300	3,764	4,108	4,436	5,152	5,054	5,488	5,610	5,223	5,059	4,799	5,079	5,117	5,503	4,982	4,296	3,964
食料品製造業	5,985	6,225	6,794	6,590	6,332	6,241	9,061	8,994	8,444	7,812	8,056	7,703	7,104	6,946	6,279	6,013	5,616	5,316	5,039
繊維工業	8,197	8,075	8,786	9,016	8,983	9,176	9,382	8,281	7,959	8,323	6,749	6,438	5,602	4,783	4,293	3,814	3,070	2,864	2,999
木材家具製造業	1,080	1,175	1,334	1,252	1,352	1,494	1,612	1,635	1,607	1,761	1,652	1,581	1,399	1,321	1,103	774	641	524	533
紙製造業・出版印刷業	6,357	6,989	7,306	8,427	10,994	16,479	15,375	14,774	13,454	12,628	11,982	11,822	10,653	9,910	9,701	9,227	9,438	8,924	8,004
金属機械製造業	16,229	16,765	17,881	19,268	24,043	26,293	25,845	23,629	20,379	19,315	17,402	18,350	17,433	15,638	15,529	15,354	13,350	12,494	12,436
化学工業その他の製造業	2,787	3,301	3,241	5,291	5,402	5,610	5,625	6,223	5,603	5,782	5,436	5,764	5,689	5,181	5,202	5,658	5,972	5,831	5,369
運輸・通信業	1,779	1,516	2,106	2,379	4,333	8,273	7,851	10,378	9,168	13,701	18,407	23,340	23,020	28,590	27,005	23,843	29,503	24,980	23,107
卸小売業	19,271	19,056	16,315	17,346	19,667	20,797	22,141	24,637	25,278	24,706	24,489	24,090	23,711	22,084	23,045	22,199	22,606	21,825	21,554
金融・保険・不動産業	7,346	7,932	8,255	9,977	13,025	14,033	16,630	17,127	19,547	18,284	17,811	17,467	17,351	15,880	14,690	13,800	12,585	11,712	11,138
サービス業	45,405	52,303	61,912	69,429	80,717	87,620	27,650	31,220	30,696	32,038	30,397	31,268	33,287	35,604	33,830	34,901	31,622	32,031	32,299
リース業							62,732	60,476	57,784	57,387	58,284	59,092	57,542	55,714	53,716	50,480	48,907	46,133	44,544
合計	118,125	127,276	137,642	153,244	179,400	201,048	209,661	212,936	206,047	207,878	206,372	212,430	208,018	207,518	200,396	192,363	189,024	177,626	171,565



つは、毎年度の予算を議会に上程するにあたっての趣旨説明であり、そこに予算編成方針が示される。つまり、毎年度の予算の趣旨説明は金沢市長の市政方針演説である。そこに示される市当局の「都市政策」の特徴を捉えて、本講の締めくくりとしよう（金沢市のホームページ「いいネット金沢」[http://www.city.kanazawaishikawa.jp/]の市議会部分に掲載されている昭和63年度以降について検討する）。

(1) 昭和62年度から平成2年度までの予算を上程した江川昇前金沢市長の最後の3年間の「予算編成方針」において、都市像としては、昭和63年度に、市政100周年との関連で、「世界に心の窓を開き、産業に活路を求め、希望に満ちた都市づくりをすすめ……あすの国際的文化産業都市金沢の創造に向け、43万市民の衆知を集め、未来に先駆ける進歩を志すことが、金沢が真に発展する道である」と述べられていた。翌平成元年度では、やはり市政100周年と関連づけて、「今や、本市は、日本海側の中枢基幹都市として、また、世界に通ずる歴史的文化都市として揺るぎない基盤を築き上げた」と語られている。平成2年度にも「魅力と活力のある国際的文化産業都市金沢の限りない発展」というフレーズで市政と市民生活の未来が語られていた。ここでは、国際的文化産業都市と歴史的文化都市という言葉がほぼ同様の脈絡で用いられており、明確な概念規定がされていたわけではないと思われる。

(2) 山出保現金沢市長が最初の予算編成方針・市政方針演説を行った平成3年度において、「あすの時代を開く確固たる金沢の都市基盤を整え、人と物と情報が集積する都市型産業を育て、活力と魅力に満ちた国際的文化産業都市金沢の建設に」向かうこと、と同時に「金沢の個性である恵まれた自然環境と伝統文化を何よりも大切に、この上に新しい都市景観と芸術文化の息吹を巧みに取り入れ、金沢を日本の精神風土そのものの都市として、世界の中で独自の文化と風格をもつ都市として名誉ある地位を占めたい」との願いも語られていた。

平成5年度には「平成5年度を21世紀都市金沢の創造に向けて助走を一段と早める年」というフレーズが用いられ、翌年度には予算全体を、「個性あふれる21世紀都市金沢を目指し、住む人の幸せを求め、重点総合予算」と位置づけることが述べられていた。

(3) 山出市長第2期目の初年度たる平成7年度には、戦後50年という節目との関連で、「平和都市金沢」、「文化都市金沢」、「人間都市金沢」が語られたが、はじめて「世界都市金沢」という表現が用いられ、翌年度には中核市としてのスタートとならんで、「金沢世界都市構想の具体化」に取り組むことが宣言され、以後も予算の基本的性格付けにおいて「世界都市金沢」を目指した予算であることが宣言されていた。要するに山出市長2期目の「金沢都市論」は「世界都市金沢」として展開されていた。その内容としては、「世界に通じるまち」ということ以上の具体的内容を概念的に規定した文言は、予算説明演説では見られない^(注4)。

(4) 平成11年度以降の今日までの予算演説では、「金沢都市論」とおぼしき概念は使用されていない。その限りでは、世界都市金沢構想のもとに市政が展開されているとも言えないわけではなにだろう。

(5) 以上の「都市像」概念とは別の形の概念が用いられていた年度が見られる。平成3～6年度において、企画・総務分野で「中核都市」論、建設・土木分野で「環境都市」論、経済・農林分野で「産業都市」論、福祉・保健分野で「福祉都市」・「健康福祉都市」論、教育行政分野で「教育文化都市」・「学

習都市」論が展開され、平成7年度には、それらを少し敷衍・具体化した「産業情報都市」、「快適環境都市」、「福祉防災都市」などが使用されていた。

しかし、これらの「都市像」は、市政の主要な柱の部分政策論の展開にあたる都市政策論として展開されていたものであり、金沢市全体を捉えるトータルな都市論として展開されていたものではなかった。

(6) 金沢市長による市政方針・予算編成方針に関する説明で展開されてきたトータルな「金沢論」（行政の特定分野の特徴づけではなく、金沢市全体の都市像を特徴づけるものとして用いられた都市論）は、上記のように大別して3つであった。

- ①. 江川前市長の市政担当期間の最後に展開され、山出市長もその初年度に引き継いだ「国際的文化産業都市」論、「世界に通ずる歴史的文化都市」論
- ②. 山出現市長第1期目の後半に展開された「21世紀都市」論
- ③. 同市長第2期目の初年度から展開された「世界都市」論

以上の金沢論の3類型は、しかし、感性的・スローガンの用いられていた感があり、明確な概念規定の下に使用されていたと評するには少々躊躇せざるを得ない。特に、「21世紀都市」論や、「世界都市」論は、21世紀の都市の特徴をどう規定するか、世界都市の特質をどこに見るのがハッキリしないと、東京、横浜や大阪、神戸とどう異なるのか（あるいは異なるのか）が不明確であり、また京都、奈良の都市構造や都市産業・都市生活と異なる金沢市独自の特徴を捉えたことにならないであろう。

3. 近年、「創造都市 creative city」論^(注5)が展開されつつある。その中心は日本やアジアの経済力の台頭により国民経済の衰退の危機、産業の国際競争力減退の危機に直面したヨーロッパを中心に1980年代、特に90年代以降の都市再生論として展開され、その後はアメリカでもアメリカ的色彩をともなって展開されてきた。

この「創造都市」論は、都市のあり方、都市再生の趨勢として、「市場原理主義的なグローバルライゼーション」の展開の帰結として、グローバル経済の司令塔としての機能を占有し、強いヘゲモニーを握って世界の都市ヒエラルヒーの頂点に立つニューヨーク、ロンドン、東京などの巨大都市のことを指す「世界都市」から、「市場原理主義的なグローバルライゼーション」に対する反省のなかから市場原理主義に基づかず、「互いの多様性を認め合うグローバルライゼーション」への移行を模索し、芸術文化の創造性を高めることにより市民の活力を引き出し、都市経済の再生を多様に競い合う、という方向の「創造都市」への歴史的流れに基づいて模索されている^(注6)。

日本では金沢と横浜をそうした都市論の実践を先駆的に行っている都市としてあげる論者も現れてきた^(注7)。そうした創造都市論の実践的展開が予算編成方針・市政方針演説や金沢市の財政政策にまで明瞭に見られるというところまでは至っているとは言えない。

4. 金沢市が、今後日本海側の中心都市として、環日本海時代での玄関都市・世界都市・文化都市・観光都市等として自己を展開していく場合、過去の行財政の実績は、都市住民と政治家・行政官の本来の意味での力量を物語るものであるが、そうした実績を度外視して将来展望を行うことは、空疎な絵空事を描き、他人のみならず、自らをも欺く恐れ大なることを鑑みると、将来の都市発展の構想の構築のためにも、これまでの実績によって、市民・公務員のまちづくり能力、自己統治能力、

政策構想力の実態を示すものとして、実績の冷厳な把握が不可欠であろう。勿論、ここで検討したデータは限られた範囲のものでしかなく、上記の意味での市民の実力（政策構想力、自己

統治能力等）の実績を捉えるには、より広範な都市活動の実績を捉えなければならないが、ここに分析したものが、その第一歩になるであろうことを確認して、本稿を終えることとする。

注1. 本稿に使用した統計表及びグラフの基となる資料は、金沢市財政課編「金沢市財政の概況」及び金沢市税務課編「市税概要」の平成元年度以降の各年度版であり、これらの公的資料に基づいて筆者が作成・加工したものであるが、各表及び図には一々出典を記載することは、煩瑣であるので、省略した。なお、その他に「平成16年度金沢市一般会計等決算書」も表2の作成のために利用した。

注2. 普通会計とは：地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものの純計額となる。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分。また、地方公営事業会計とは：地方公共団体の経営する公営企業、国民健康保険事業、老人健康医療事業、介護保険事業、収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業及び公立大学付属病院事業に係る会計の総称。

注3. 一般財源とは、市町村の場合、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額のほかに、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（大都市のみ）を加算した額をいう。ただし、地方財政白書等での統計としては、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額であり、上記の各種の交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。なお、一般財源等という用語も用いられるが、これは、一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が限定されず、どのような経費にも使用出来る財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄付金や売却目的が具体的事業に特定されていない財産収入等のほか、減税補てん債や臨時財政対策債等が含まれる。

注4. 「世界都市金沢」なる言葉が最初に用いられた平成7年度予算説明演説では、この言葉は、次のような脈絡のなかで登場していた。ここに、市長の想いがにじみ出ていると解される。2期目の市政の方針として2つの指針（①市民本位、市民主体の姿勢を貫くこと、と②開発と保全の調和を基本に、金沢独自の歴史と文化を重視しつつ、町全体の活力を引き出し高揚させること）を示した後に、次のように展開されていた。「北陸新幹線の建設、金沢港の整備、小松空港の国際化、県境を越えた道路整備など、広域交通体系の構築を進め、未来に向かう都心軸の近代的整備を積極果敢に行い、学術・文化と連携した地域産業をはぐくみ、高度情報通信基盤の形成に向けた先導的対応を試み、広く地域間、国際間の人的・物的交流を深め、こうした蓄積努力の中から、小さくとも独特の輝きを放つ『世界都市金沢』を創造してまいりたい。」

こうした、経過を経て、平成7年暮れに金沢世界都市構想が策定された。

注5. 「創造都市 creative city」論については、次の文献がある。

- ① 佐々木雅幸「都市文化の再生と創造都市」（植田和弘・神野直彦・西村幸夫・間宮陽介編『岩波講座・都市の再生を考える第8巻 グローバル化時代の都市』[岩波書店、2005年]所収）
- ② 佐々木雅幸『創造都市への挑戦』（岩波書店、2001年）
- ③ C.ランドリー 著、後藤和子監訳『創造的都市』日本評論社、2003年

上記の参考文献①において佐々木氏は、ヨーロッパにおける「創造都市」論的都市再生活動の特徴として、次の3点を指摘している（上記参考文献①151頁）。

①. グローバリゼーションがもたらす都市・地域の衰退や危機からの脱却策として取り組まれる「創造都市戦略」＝「文化と創造性による都市再生事業」は、現代の先端芸術の力を利用して都市イメージを一新し、近代産業遺産を新しい「文化と環境創造の場」とし、治安の悪い場末の盛り場をアバンギャルドの芸術街として復活することにより、見事にその有効性を実証している。②. その際、都市の行政部門においては文化政策を中心として、経済政策、開発政策、環境政策の分野との政策統合が重要な課題となっており、芸術文化のもつ創造性を個人のレベルから、行政組織のレベルにまで高めて、さらに「都市の創造性」を十全に発揮させるような展望をもった総合政策になっていく必要がある。③. このような新しい「創造の場」や「創造クラスター」は公的部門による取組みのみでは実現しない。むしろ、民間の非営利活動や、住民参加型の環境団体などと芸術家のグループがパートナーシップに基づき柔軟でオープンマインドな協力体制が機能したときに成功するケースが多い。

また、同じ文献において、C.ランドリーの「創造都市」論 [Landry, C., The Creative City: A Toolkit for Urban Innovators, London: Comedia, 2000] の展開において、彼が芸術文化のもつ創造性に着目した4点の理由が次のように紹介されている（153頁）。

①. 工業都市においてマルチメディアや映像・映画や音楽、劇場などの創造産業が製造業に代わってダイナミックな成長性や雇用面での効果を示すこと。②. 芸術文化が都市住民に対して問題解決に向けた創造的アイデンティティを刺激するなど多面的にインパクトを与えること、つまり、都市の創造性にとって大切なのは、経済、文化、組織、金融のあらゆる分野における創造的問題解決との連鎖反応が次々と起きて既存のシステムを変化させる流動性であること。③. 文化遺産と文化的伝統が人々に都市の歴史や記憶を呼び覚まし、グローバリゼーションの中にあっても都市のアイデンティティを確固たるものとし、未来への洞察力を高める素地を耕す。創造とは適切な「過去との対話」によって成し遂げられるのであり、「伝統と創造」は相互に影響し合うプロセスであること。④. 地球環境との調和をはかる「維持可能な都市」を創造するために文化が果たす役割も期待できること。

注6. 佐々木雅幸「都市文化の再生と創造都市」137～138頁参照

注7. 前掲佐々木論文138頁及び160～165頁参照